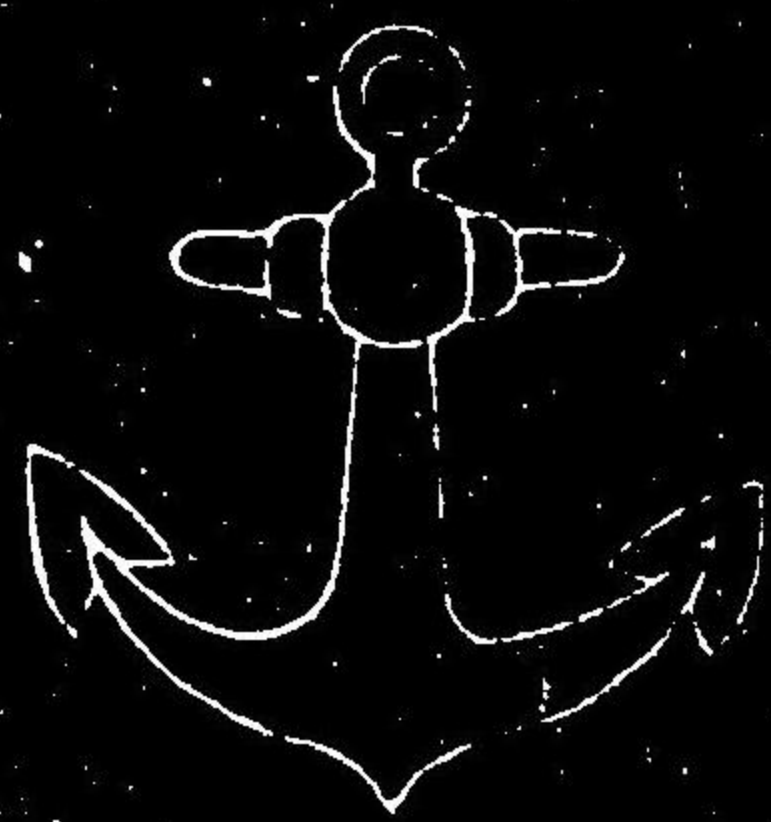
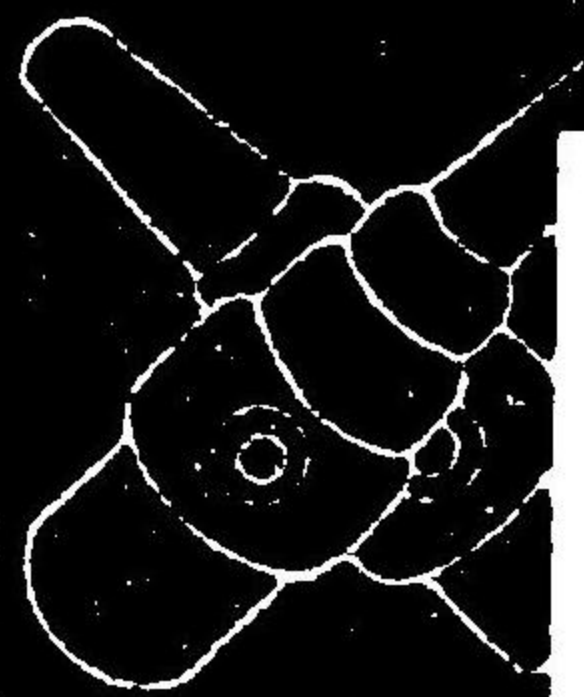


327
416

靖國神社事歴大要

志
也
し
た
記



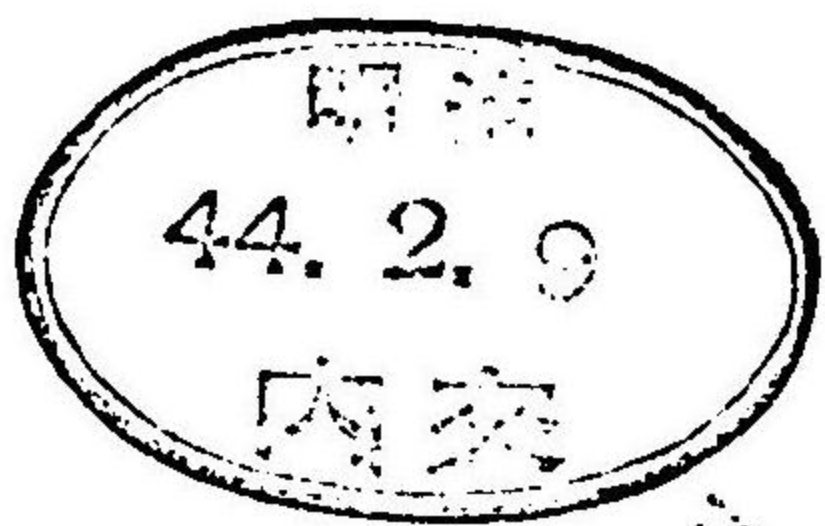
027-416



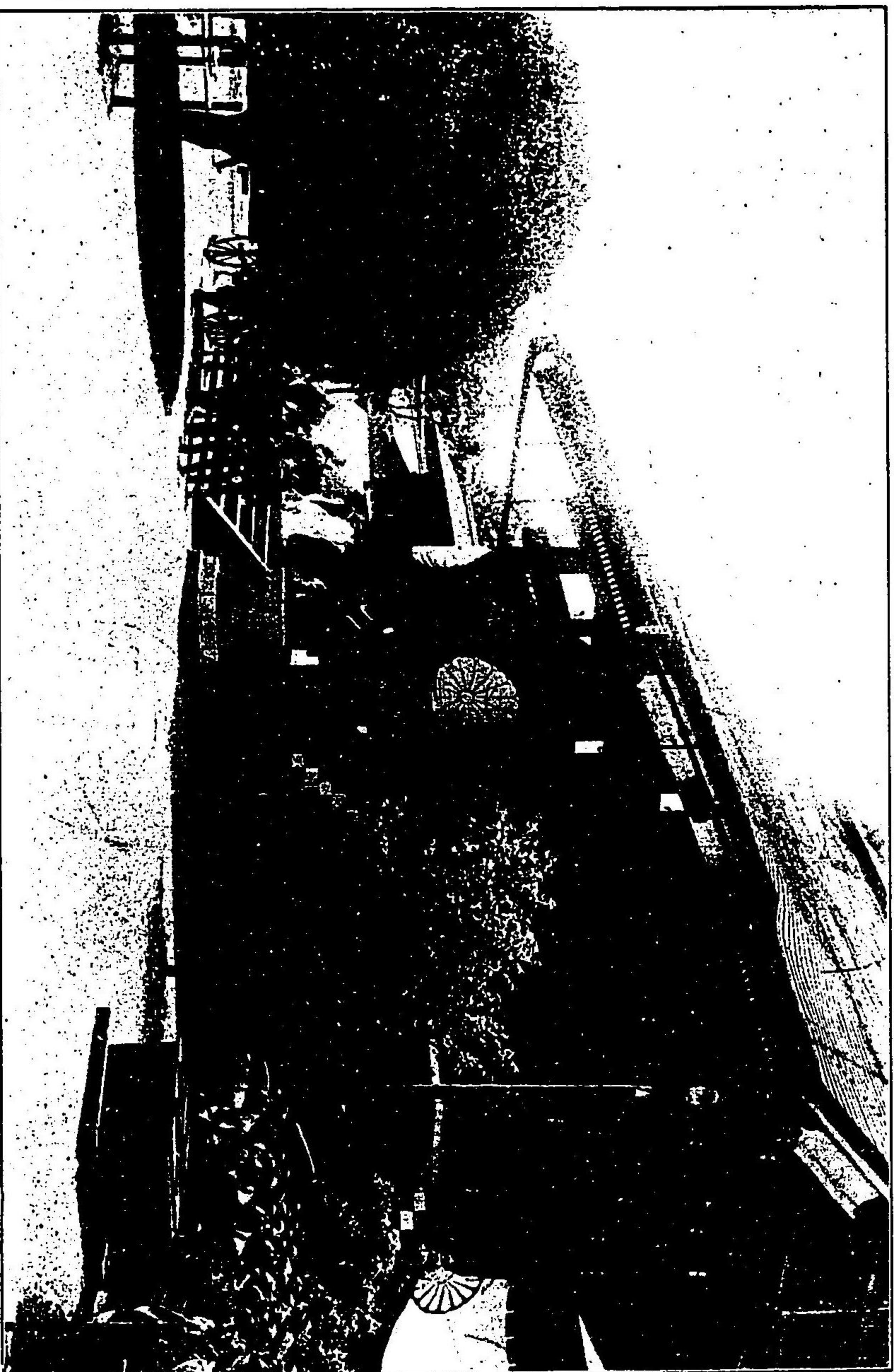
靖國神社事歷大要 完

參謀總長陸軍大將 伯爵 奧保鞏閣下題字
 從二位勲一等功一級 齋藤實閣下題字
 海軍大臣海軍中將 男爵 齋藤實閣下題字
 從三位勲一等功二級 齋藤實閣下題字
 文部大臣 小松原英太郎閣下題字
 從三位勲二等 齋藤實閣下題字
 貴族院議員 男爵 齋藤實閣下題字
 正三位勲一等 齋藤實閣下題字

賀茂 百樹 編

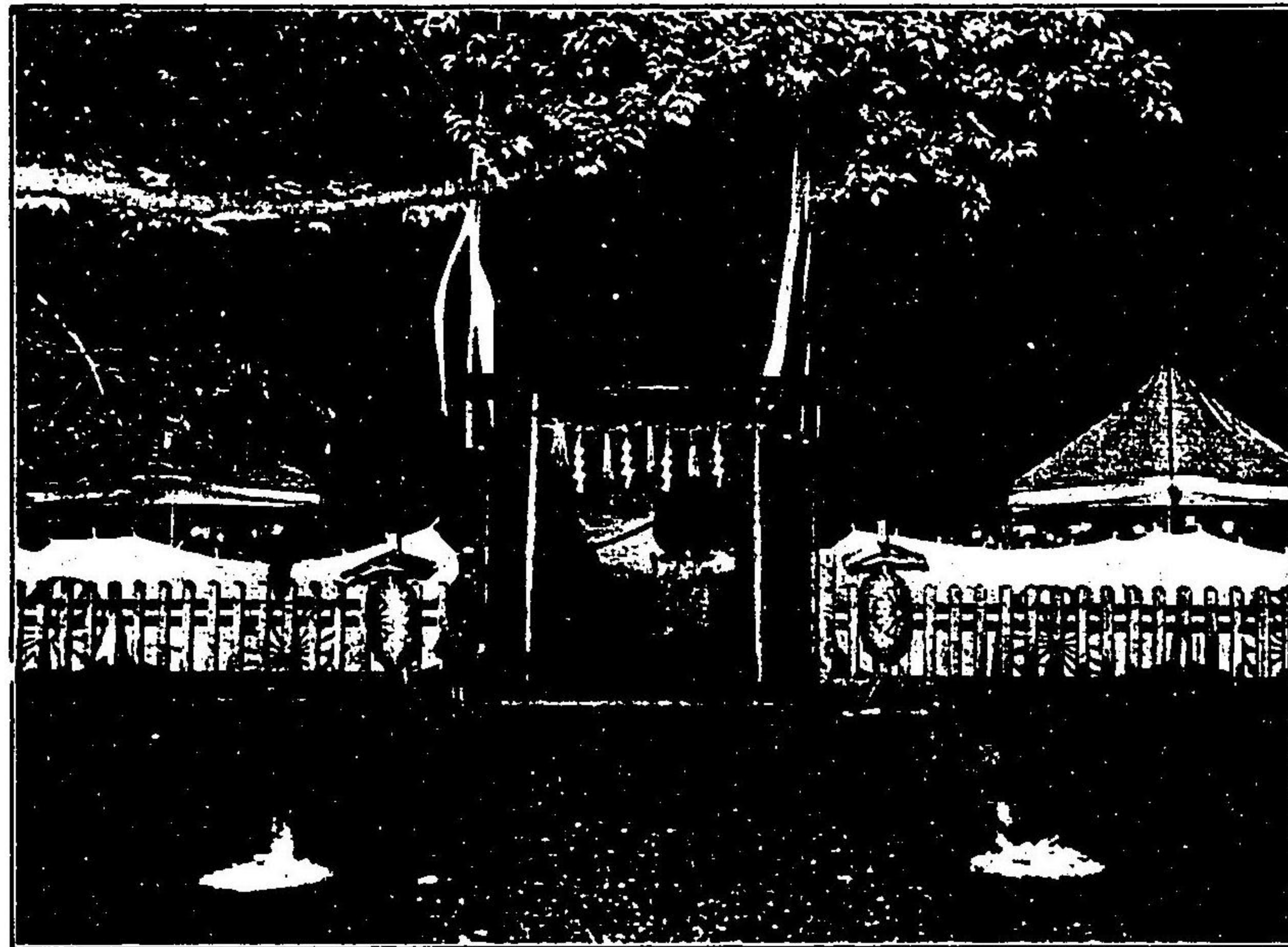


國晃館發行



(不許複製権國神社藏版)

國の啓行下陛下皇社神國靖



靖國神社臨時大祭招魂式の光景



靖國神社殿遺族參拜の圖

(不許複製靖國神社版)

國朝御印

忠
謙
如
日

南
山
景



神熟赫人

鼻水毒

忠
勇

明治庚戌冬月

小松原秀太郎書



序

我が國は一大家族にして國民は同胞なり
皇室は其の大宗家なり靖國神社に合祀せ
らるゝ十餘萬の神々は此の一大家族を泰
山の安きにおき此の大宗家を天壤無窮な
らしめん為め其の身命をさげたる同胞
の英靈なり彼れ等同胞の身命は夙に此の
世を去りたりと雖も其の英靈は長へに我
が國を鎮め極天皇基を護れり即ち其の不

滅の勲業と不朽の感化と是れなり此の勲業を傳へ此の感化を全からむるもの豈に國民教育の任務にあらずや惟ふに一國の強きは後代を慮るもの、多きに由り一人の貴きは社會と其の生命を共にするに在り佛蘭西にパンテオンあり英吉利にエストミニスタリアツベリありこれ皆其の國民が偉人に感謝し且つ之れを崇拜する所以なりと雖も固より我が國民が靖國神

社に對するものと同日にして語るべきにあらず靖國神社は真に我が國民精神の結晶なり國民をして之れを尊崇せしめ彼の勲業を欽仰せしむるは國民的陶冶の神髓なり皇典講究所こゝに見るあり曩に出版せし宮中賢所神殿皇靈殿の三圖に次ぎ靖國神社の真圖をつくり以て國民教育の資料となす賀茂宮司其の擧を賛し同所の請をいれて其の圖解を編纂し之れを世に公

にせんと欲して序言を予に需めらる乃ち
感ずる所を書きて之れに應ずと云爾

明治四十三年十二月十二日

男爵 辻 新次 誌

緒言

曩に、皇典講究所にては、世教に益する所有らしめんとして、宮内省の内許を得て、宮中賢所、神殿、皇靈殿の三殿を奉寫し、并に、之れが解説一冊を編して、國晁館をして、廣く頒布せしめられしが、今又同じ目的もここに、靖國神社を謹寫せんとして、其の撮影の許可を神社に出願せられたり。仍て更に陸軍省に經伺して、之を許可せり。然るに、頃日、同所幹事目黒和三郎氏來りて、其の圖に添附する神社圖解も云ふべきものゝ編纂を、予に請はる。時恰も、神社誌の編纂成りて、寺内陸相閣下に提出せし時なりしかば直に其の梗概を抄記し、少か、平素の所懐をも述べ加へて、之を贈りぬ。即ち、この靖國神社事歴大要一卷是なり。儻、世教を補益すること有らば此上なき幸なり。讀者にして、尙、神社事歴の詳細を知らむと欲せば、神社藏版の、神社誌を一讀せられよ。一言、其の由を叙す。

明治四十三年八月

靖國神社宮司賀茂百樹

靖國神社事歴大要目録

一 鎮祭起源の事	一頁
一 祭神の事	一二頁
一 社號並社格の事	一九頁
一 社殿其他の建造物並域内神苑の事	二五頁
一 例大祭並年中諸祭の事	二九頁
一 合祀祭附祭典餘興の事	四一頁
一 皇室御殊遇の事	六三頁
一 官民上下崇敬の事	七六頁
一 遺族并軍人待遇諸人參拜の事	八三頁
一 附屬遊就館並圖書館の事	九〇頁

靖國神社事歴大要

賀茂百樹述

○鎮祭起源の事

靖國神社は、明治二年六月、叡慮を以て創建せられ、同月廿九日、鎮祭の典を擧げられたるなり。いで、其の由來を述べむ。維新の始に當りて、難に殉ひ節に死する士、相續きたりしかば、先帝深く、之を憫ませ給ひて、追祭の典を行はんことを軫念し給ひき。然れども、當時、叡慮にも任せさせ給はざりしが、今上陛下、祚を踐ませ給ふや、恐くも、先帝の聖意を承けさせ給ひて、其の勳功を湮滅せしむるに忍び給はず。その節義を表し、その靈を慰めんが爲めに、神祠を建營して、永く祭祀せんことを命

と給ひき。左の二通の御沙汰書にて、其の 獻慮のほどは奉察せらる。

(明治元年五月十日布告)

御一新之折柄、賞罰を正し、節義を表し、天下の人心を興起被遊度、既に、
豊太閤・楠中將の精忠英邁御追賞被仰出候。就ては、癸丑以來、唱義精忠、
天下に魁して國事に斃れ候、諸子、及草莽有志の輩、冤枉罹禍者不少、此
等之所爲、親子の恩愛を捨て、世襲の祿を離れ、墳墓の地を去り、櫛風
沐雨、四方に潜行し、専ら、舊幕府の失職を憤怒し、死を以て哀訴、或
は、縉紳家を鼓舞し、或は、諸侯門に説得し出沒顯晦不厭萬苦竟に、抛
身候者、全く、名義を明にし、皇運を挽回せむこの至情より盡力する
所、其志實に可嘉。尙、況や、國家に有大勳勞者、争か湮滅に忍ぶ可け
むやこ、被歎思食候。伎之、其志操を天下に表し、其忠魂を被慰度、今
般、東山の佳域に祠宇を設け、右等之靈魂を、永く合祀可被致旨、被仰出

候。猶天下の衆庶、益、節義を貴び、可致奮勵様御沙汰候事

(明治元年五月十日布告)

當春、伏見戦争以來、引續き東征、各地の討伐に、忠奮戦死候者、日夜
山川を跋涉し、風雨に暴露し、千辛萬苦邦家之爲に、終に、殞命候段、
深く不便に被思召候。最、其忠敢義烈、實に、士道の標準たるを以て、

獻慮之餘、此度東山_{京都}に於て、新たに一社を御建立、永く、其靈魂を
祭祀候様、被仰出候。尙、向後、王事に身を殲し候輩、速に、合祀可
被爲在候間、天下一同、此旨を奉戴し、益、可抽忠節、且、戦死之者等、
其の藩主に於ても、厚く、御旨意を可奉體認旨被仰出候事。

斯く御布告ありて、同年七月七日、更に布告を以て、祭典舉行の義、仰せ出
され、京都河東操練場に於て、同月十日・十一日の兩日を以て、祭典を舉
げさせられたり。祭神は、御沙汰書にある如く、嘉永六年以後、及戊辰の

役に於ける。忠勇の靈なりき。これ京都招魂社の始めなり是より前、四月廿八日、東海道大總督府に於いても、大總督宮殿下の御沙汰を奉じ、大總督軍に仕へて、戦死病没せし者の爲に、江戸に於いて招魂祭執行のこゝを達せられ、同年六月二日、江戸城西丸大廣間に於いて、盛なる弔祭を行はれたり。此時、大總督宮及三條公、其他諸卿大夫列座の間に、令旨の祭文を承けて、靈前に奉讀せしは、今の陸軍大將大久保男爵なりき。

斯くて、翌、明治二年三月、東京に遷都あらせらるるや、東京招魂社建設の議起りぬ。是に於いてか、軍務官知官事嘉彰親王殿下、勅旨を奉じ給ひ、同年六月十二日、軍務官副知官事大村益次郎、及香川敬三今、皇后宮大船越洋之介男爵等の諸氏に命じて、社地を相せしめられ、終に、田安臺に之を得て、萬世不易の神境と定めらる。此の地は、宮城の乾に位して、高燥の佳域なるを以てなり。因りて、急に工を起し、幾許もなくして、假殿の竣成を告げしかば、同月廿九日より五日間、祭典執行の儀、仰せ出されき。

同廿九日の布告に、「招魂社を、東京九段阪上に營し、戊辰以來戦死の靈を祭る。」とある如く、其の鎮祭する所の神靈は、伏見・鳥羽の役より、函館の役に至る、三千五百八十五柱にして、其の祭典は、軍務官知官事嘉彰親王殿下、更に勅旨を奉じて、之れが齋主として、總裁と給ひき。勅使として、彈正大弼五辻安仲氏参向して、勅幣を捧げ奉らる。其の儀式實に莊重を極め、諸卿・大夫・華族・諸藩士に至るまで参列し、鼓樂洋々、威儀肅々、大に當時の人心を鼓舞したりき。餘興として、角力あり、烟火あり、祝砲あり、祭典五日間、甚だ盛況なりきと云ふ。左に、同日、殿下奉讀の祝詞、及祭式次第書を掲げて、其の狀況を知らしむ。

(明治二年六月廿九日大祭式并祝詞)

六月廿八日、申下剋、修清祓、本殿内外及祭事關係の輩を清む。同夜丑剋に、靈招式を修す。同廿九日、平旦、祝部等、後取を率て齋場に入り、

後取をして、諸席を定め、簀薦を敷かしむ。辰の剋、先、知官事宮、前殿に着座し給ふ。次に、副知官事、華族、及、諸官の人々列座し、各藩の人等參集す。座定て、祝部、進で靈床の下段の傍に着座す。後取等は神饌舎と神殿との間の庭上に順立す。次に、節を打こし兩段、樂人、樂所に於て樂を起す。後取等、神酒を役送して、祝部に付す。祝部、取て神前に献ず。次に、神饌を轉進すること。神酒の儀の如し。畢て、樂人樂を止む。祝部等、神饌舎に退出す。次に、節を打こし兩段、副知官事、進で本殿の下段に着座す。勅使、直に入て神前に向て立給ふ。副知官事、膝行して、勅幣を取て捧ぐ。勅使奉幣し、副知官事に授給ふ。拜請し、膝行して、神前に納む。畢て、勅使退出し給ふ。次に、知官事宮、神前に入て、再拜拍手して、祝詞を讀み、又再拜拍手して、本座に復し給ふ。華族及諸官の人々、次に隨て拜し、各藩人等亦序に隨て階

六

下に拜す。畢て、祝砲を發すること幾聲。畢て、樂人樂を起す。祝部等、供物を撤すること、献儀の如し。樂人、樂を止む。知官事宮、退出し給ふ。華族及諸官の人々退出す。此に至て、衆皆退出す。同三十日、祝部等、神酒饌及海山野の物奉り、太玉串を捧げ、祝詞を讀む。又相撲の奉會あり。七月朔日、前日に同じ。同二日、前日に同じ。同三日、献儀、前日に同じ。晝夜、花火の享あり。此に至て、祭儀全く畢。

祝詞

天皇乃大御詔爾因利豆軍務官知官事宮嘉彰白左久。去年乃伏見乃役與利始豆今年宮館乃役爾至麻傳、國々所々乃戰場爾立豆、海行者水付屍、山行者草生屍、額爾波矢波立止毛背爾波矢波不立止言立豆、身毛棚不知仕奉志將士乃中爾命過奴留毛多奈利止所聞食豆、其人等乃、健久雄々志久、丹心持豆仕奉志爾依豆許會、如此速爾賊等乎服閉果豆、世毛平氣久治利奴禮。專其禮賀功叙止、哀美

七

徳比、此清所爾宮柱太敷立、御酒者餅乃邊高知、餅乃腹滿並豆、海山乃物乎
 横山成積足波之豆、稱辭竟奉流大幣乎、安幣乃足幣止所聞食豆
 皇御孫命乃大御世乎、常磐爾堅磐爾守奉里幸倍奉、百官人等乎始豆、國々乃
 宰爾至麻傳、己我向々不令有、彌進々、彌勤々仕奉志米賜倍止白。
 斯くて、鎮祭の式は舉げられぬ。之を本社起源の大略とす。爾來、國威の
 宣揚するに與に。祭神は増加し給ひ、祭祀の典、歳々に整肅を添へ、社殿
 の構、年々に莊嚴に至りぬ。今や、本社に賽して、雲際高く千木を仰ぐも
 のは、仁慈雨露よりも洽き、我 陛下の仁徳に感泣するに共に、祭神功績
 の偉大なるに驚くべし

御製

明治七年一月廿七日

招魂社にいたりて

我國の爲をつくせる人々の

名もむさし野にこむる玉かき

己曾て、出雲大社に詣り、御埼山麓に、大己貴神の神徳の大なるを思ふ。
 大神は、何故に、多くの官國幣社に齋はれ給ふか。北海道を開拓するや、
 何故に、大神は、札幌の官幣大社に齋はれ給ひしか。臺灣の新領土となる
 や、何故に、大神は、臺北の官幣大社に齋はれ給ひしか。樺太の我に歸す
 るや、何故に、大神は、豊原の官幣大社に齋はれ給ひしか。大神は、少彦
 名神と、協心戮力して、天下を經營し、禁厭醫藥の術を定め給ひ、竟に、
 大國の主となり給ひしを以て然るか。夫れ然り。然りと雖も、萬世の下、
 尙之れを欽仰する所以のもの、他に存せずんば有らざるなり。

昔、天孫を此の土に降し給はんとするや、香取鹿島の二神を遣はして、
 大己貴神に、其の領土を避けしめ給ふ。時に、皇祖天神、大己貴神に

勅して曰く、

夫れ、汝が所治の顯露の事は、皇孫治め給ふべし。汝は幽事を治れ。汝が宮は、柱は高く太く、板は廣く厚く造らむ。又、神田を附せん。又、神地に橋を架し、船を備へむ。又、神寶の武器を置かむ。而して、汝を祭祀する者は、天穗日命是也。

是に於いて、大己貴神曰く、天神の勅、慇懃なること此の如し。敢へて従ひ奉らざらんやと、喜んで命を奉じ、曾て治功ありし廣矛を、皇孫に献貢り、其の従へる岐神を二神に薦め、而して、自ら、其の御子等を率ゐて、皇基を守護する神ならむことを宣言して、長へに隠れ坐しき。斯くて、寸毫も、大義名分を謬り給はず、天下後世をして、其の嚮ふ所を知らしめ給ひぬ。其の大忠至誠の神徳、洵に偉大なりと云ふべし。宜なり。千載の下、大神の神徳赫々たること。争てか之を祭祀せざるを得んや。斯

の大忠至誠の大元氣は、終に、深く、吾が國民の腦裡に印象して、違勅を以つて不臣の極となし、皇室の御爲には、進んで死し、死しては、則喜んで護國の神たらんとする美風を馴致し來りたるをや。争てか之を欽仰せざらんとして得んやと。

而して、今や、予は、大神の神徳を、我が靖國神社祭神の高節に見る。上文引ける所の御沙汰書に、

況や、國家有大勳勞者、争か湮滅に忍ふ可んやと被歎思食候。依之、其志操を天下に表し、其忠魂を被慰度、今般東山の佳域に祠宇を設け、右等の靈魂を、永く合祀可被致旨、被仰出候。猶天下の衆庶、益節義を貴び、可致奮勵様、御沙汰候事。

ごあるは、恰も、皇祖天神の、大神に賜ひし神勅に似たるものあり。而して、これに因りて、維新以來、喜んで護國の神となりしもの、夫れ

幾千萬人ぞ。わが祭神の高潔、亦大神の勇退に似たりと云ふべし。而して、明治の皇業と、天孫降臨のころは、皇祖天神と、わが皇上の仁慈なる御威徳により、大己貴神と、わが靖國神社祭神との一大精神を發揮したる結果によりて完成せし、歴史上の二大事件にあらずや。斯く叙し來れば、我が國は、實に、長へに神の御世なりけり。神愈滋くして、國愈昌ゆ。神國とは、蓋此の謂ひなるべし。而して、靖國神社は、明治の神の萃り給ふ所、高潔なる大精神の儼在する所、忠烈なる氣魄の磅礴する所、長く、我が國家元氣の發生する淵源なりと云ふべし。嗚呼、いかでか仰ぎ尊まざるべけむや。

○祭神の事

靖國神社の祭神は、わが國特性の大精神を發揮し盡して、高節を守り給へる忠勇の神靈に坐しませり。明治二年六月、鎮祭の典を擧げられしより、

三十六回の合祀を仰せ出され、今や、其の總數十一萬七千八百餘柱に至らせ給へり。

- | | |
|---------------|----------|
| 明治二年六月創祀 | 三千五百八十五柱 |
| 同 七年八月第二回合祀 | 百九十二柱 |
| 同 七年十一月第三回合祀 | 十六柱 |
| 同 八年二月第四回合祀 | 十二柱 |
| 同 八年七月第五回合祀 | 一柱 |
| 同 九年一月第六回合祀 | 一柱 |
| 同 十年一月第七回合祀 | 百三十三柱 |
| 同 十年十一月第八回合祀 | 六千四百七十八柱 |
| 同 十一年七月第九回合祀 | 百六十柱 |
| 同 十一年十一月第十回合祀 | 四柱 |

同	十二年六月第十一回合祀	二百六十六柱
同	十五年十一月第十二回合祀	十二柱
同	十六年五月第十三回合祀	八十柱
同	十七年十一月第十四回合祀	四十七柱
同	十八年五月第十五回合祀	六柱
同	廿一年五月第十六回合祀	六百七柱
同	廿一年十一月第十七回合祀	十八柱
同	廿二年五月第十八回合祀	千四百六十柱
同	廿二年十一月第十九回合祀	六十一柱
同	廿四年十一月第二十回合祀	千二百七十七柱
同	廿六年十一月第二十一回合祀	八十柱
同	廿八年十二月第二十二回合祀	千四百九十六柱

同	廿九年五月第二十三回合祀	百四十三柱
同	廿九年十一月第二十四回合祀	九十七柱
同	卅一年十一月第二十五回合祀	一萬一千三百八十三柱
同	卅二年五月第二十六回合祀	三百三十二柱
同	卅二年十一月第二十七回合祀	九十一柱
同	卅三年五月第二十八回合祀	三十五柱
同	卅四年十月第二十九回合祀	千二百八十二柱
同	卅七年五月第三十回合祀	八十九柱
同	卅八年五月第三十一回合祀	三萬八百八十六柱
同	卅九年五月第三十二回合祀	二萬九千九百七十四柱
同	四十年五月第三十三回合祀	二萬四千六百七十五柱
同	四十一年五月第三十四回合祀	千九百五十柱

同 四十二年五月第三十五回合祀

八百十七柱

同 四十三年五月第三十六回合祀

百四十一柱

以上の祭神は、其の在世に於ける位勳官等の高卑族籍男女の差別こそは坐しませ。其高潔な大精神に於いては、共に皆一なり。されば、生ける時には、假令身を卒伍の卑きに置けりとも、高潔なる大精神に於いては、既に業に自ら神なり。これ、即ち、わが陛下の、神と齋はせ給ひて、至尊無上の御身を以て、玉冠を傾けさせられて、禮拜の誠を致させ給ふ所なり。抑、神に正邪公私の別あり。恐くも、天皇の、神位を與へ給ひしものは、公神なり、正神なり。私に齋きて神と潜稱するものご、宵壤の差あることを知らざるべからず。實に、わが天皇の尊嚴たるや、無上絶倫、その大權たるや、無限絶對、敢て侵すべからず。されば、人物に爵位を與奪し、人靈に神格を加削し賜ひぬ。而して、神も人も、幽冥よりも、

現露よりも、天皇を一大中心として護侍し奉るを以て、古來國民の堅く信念とせること、我が光輝ある歴史の明示する所なり。是に於てか、苟くも、天皇の、神位を授け給へば、神も亦神たるの靈能を發揮し給ふべく、而して、朝廷の之に對し給ふことも、更に、從來の神社の神等ご別あること無し。其は、御祭文に、「掛卷毛畏支靖國神社乃大前爾云々聞食世止恐美恐美毛白須」ご、他の大神に宣らせ給ふご同一の、崇敬辭の限りを盡し給ひ、その他、祈年・新嘗の典を始め、苟くも、國家の爲に、或は祈り或は告げさせ給ふご、他の神等ご、更に異ならせ給はざるにても知るべきなり。遺族たり、國民たるもの、能く此の理を覺らざれば、或は、誤りて不敬に陥る事も有らむ。見よ見よ、春日神も、臣位の神にて坐しき。忌部神も、臣位の神にて坐しき。而して、今や、靈能を發揮し給ひて、共に官幣大社に列し給ひぬ。之を思へば、我が祭神十一萬餘の、武徳の神靈を集めて一團

こそせる、靖國神の大偉徳は、天を極めて湮滅せず、地を極めて朽廢せず。長へに、後昆の爲に、金鑑を仰がれ給ひて、靈光を、天日を與に、萬世に輝かし給ふべし。嗚呼、大夫の志懷、此れを措きて、將た何をか求めむ。嗚呼、忠の徳たるや偉大なる哉。是に至りて、我が國風の懿美、眞に驚歎に堪へざるなり。」

かくて、我が國、古來、國民の皇室を尊崇する念厚く、生きて身を君國に獻げ、死しても亦神となりて、君國を守護し奉らんとする信念最堅固なれば、一朝事あれば、一死固より辭せず。從容として死に就く態容、實に爛漫たる櫻花の、春風に散るが如きものあり。蓋し、世界無比なるべし。而して、此の優越せる氣魄の、最も能く發揮したるは、七百有餘年積威の覇府を壓倒して、王朝の昔に回し、延いて、老大の國を懲らし、岷疆の邦を伏して、震天撼地の大功業を遂行し得たる、わが祭神の大精神なりと

いはざるべからず。是れ、實に、天孫降臨、神武天皇東征に亞げる偉績にして、皇國史上に、特筆大書すべき事なり。上に述べし如く、此の大精神の發揮する所以の原動力は遠く神代に起り、此の大精神を實行したる神、近く現今に實在し、終始一貫して、今猶古の如くなるは、是れ、我が國體の萬世不變なる實證ならずや。而して、千萬世の後までも、この國體と共に、赫々の光を放たしめざる可らざるものは、この一大精神なりとす。

○社號並社格の事

靖國神社の御社號は、初は、招魂社とのみ稱せられしが、斯くては、一時、在天の神靈を招きて、祭祀を擧げ神饌を享する、齋庭を指して稱するもの如くにして、萬世不易の御社號としも云ふべからず。是を以てか、明治十二年六月四日、太政官より、

東京招魂社を、靖國神社と改稱、別格官幣社に被列候、此旨相達候事、
 といふ布達は出でぬ。靖國の熟字は、春秋左氏傳に、見ゆれども、全くこ
 れに據られしにもあらざるべし。この靖の字は、韻會に、安也とありて、
 安と同意の字なれば、この靖字は、治也、(靖亂)和也(和安之)清也、(自清)人自獻于王、
 王ともありて、最善しき字なれば、安にかへて用ゐられしなるべし、
 靖國は、安國の字と同一に心得て然るべし。安國とは、平安なる國家の意
 義にして、古來、わが國にて、大に唱導し來りし固有國語なり。皇祖の
 皇孫をこの土に降臨せしめ給ふ時に、皇孫を、天津高御座天皇の御座の名稱に坐さ
 しめ、大御手自ら、三種の神器を捧げ持ち賜ひて、

我皇宇都乃御子、皇御孫之命、此乃天津高御座爾座氏、天津日嗣手萬千秋乃
 長秋爾、大八洲豊葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食、
 と言壽き宣り賜ひしを始めとして、古き宣命・祝詞等に、多く見えたる語な
 り。國有國語の上より云はゞ、文字は假りたるもののみ、安にても靖にて

も、關する所無きなり。

扱、何故に、この神社の御稱號を、「やすくに」と名け給ひしぞと云ふに、同
 十二年六月廿五日、招魂社に、勅使を御差遣ありて、社格制定、社號欽定
 の奉告祭典を行はしめられし時の御祭文に、其の由を、委しく宣へさせ
 給ひぬ。左に、全文を掲げて、勅詔の深義を衍べ奉らむ。

天皇乃大命爾坐世、此廣前爾、式部助兼一等掌典正六位丸岡莞爾乎使止爲且、
 告給波久止白左久。掛卷毛恐支、畝火乃檀原宮爾肇國知食志、天皇乃御代與利、
 天津日嗣高御座乃業止、知食來留、食國天下乃政乃衰頽多留乎、古爾復志給比
 且、明治元年止云年與利以降、内外乃國乃荒振寇乎刑罰女、不服人等乎言和志
 給布時爾、汝命等乃、赤支清支真心乎以且、家乎忘身乎擲且、各毛死亡爾志其
 大支高支勳功爾依且志、大皇國乎婆安國。登知食須事會登思食須賀故爾、靖國神
 社登改稱侍、別格官幣社登定奉且且、御幣帛奉利齋奉良世給比、今與利後

彌遠長爾、怠留事無久祭給波牟止須。故是狀乎告給波久止白給

天皇乃大命乎聞食世止、恐美恐美母白須。

謹みて、其の主旨を窺ひ奉るに、祖宗より繼承し來れる、この大皇國を、天地と與に悠久に、平けく安けく統治し行かんことは、烈聖の、みな、祖宗に負ひ給へる天職なるが故に、時に、可憐なる、祖宗の赤子を、平和の犠牲となすことあるは、誠に、已むを得ざるなり。汝神靈等は、克く聖慮を體して、赤誠忠實に、靖獻其の身と其の家を顧みずして、大勳績を樹てしによりて、祖宗の御國は、斯の如く平安なる國家となるに至りぬ。汝等が斯く身命を擲ちし功績によりて、國家を平安に統御するここを得るを以て、汝等の神靈を奉齋せる招魂社の稱を、靖國神社と改め、更に、別格官幣社の社格に列して、自今千秋萬歲に、緩む事なく怠る事なく、祭祀の典を擧ぐべし、と宣り給ひしに外ならず。

古來、我が國は、平和を以て國是とす。大古、伊弉諾尊の、此の國を名けて、浦安國と稱し給ひしも、是れなり。元來、わが國民は、協同の祖先に起りて、外には君臣の義あり、内には父子の親あるが故に、君は民を愛撫する御心深く、民は君を尊親する念厚ければ、君は、いかにしてか、國家を平和になして、萬民を安寧ならしめんこと、獻慮を勞せさせ給ひ、民は、いかにしてか、國家を平和にして、宸襟を慰安し奉らんこと、身命を碎きぬ。されば、國歩艱難なるや、舉國一致、身を忘れ家を捐てよ、この平和の爲に致さんことす。親は、斯の如くにして、死して以て子に忠を訓へ、子は、斯の如くにして、死して以て、更に孝道を傷らす。祖先の靈も、亦、之を見て、衷心より歡び、子孫も亦、之を傳へて、家の名譽とす。所謂、忠孝一途の要道、茲に存せりと言ふべし。斯く、安國たらしめんことする、上下の大精神は、二千有餘年の歲月と戦ひて、世界萬國中、絶對無上の國體を

造りぬ。否、是より、益進みて、平和の間に、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんこと、子々孫々、更に變ること無く、わが靖國の神靈の如くなるべし。嗚呼、靖國の御社號、深旨ある哉。嗚呼、國家を泰山の安きに置き坐せるは、靖國の神に坐す哉。

御社格を、別格官幣に列せられしは、御社號を賜はりしと同時に、上に引ける、太政官達の如し。官幣を官幣・國幣の二つに分つ。官幣は宮中より、國幣は國庫より幣帛を奉らるゝなり。この官幣・國幣の稱は、延喜の古制に因られしものにして、神祇官より幣を獻るを官幣と云ひ。國司より獻るを國幣と稱したりしなり。現今にしては、いさゝか適合せざるもの如し。雖も、其の古制によりて、天つ社・國つ社を尊崇し給へること、最恐き御事なりと云ふべし。而して、兩幣を通じて、延喜の制には、大小の二つに分ちたりしが、現今は、之を大中小の三つに分ち、官・國幣社を通じて、

大幣を奉らるるを大社とし、中幣を中社、小幣を小社と云へり。別格官幣とは、大中小に序で給はざる社格にして、其の幣は、小社と同一なり。靖國神社も、法規上、他の別格官幣社と同じく、官幣小社の次位に坐しませごも、亦更に、皇室の御殊遇、國家の尊崇、特別なるもの有り。いで、次々に之を述べむ。

○社殿並建造物及域内神苑の事

出雲大社は、天神の詔に因りて、其の結構宏壯なり。本神社も、亦、神祠を建てし祀らむ、益忠節を抽んでよ。この 獻慮に基きて起る。其の規劃、大社たらざるべからざるなり。されば、明治二年、本社建營の議起るや、當時、上野今の公園全部を以て、其の社地に擬せしもの有りしが、大村兵部大輔は、之を排して曰く、皇基を擁護する神靈を祀るには、宮城附近の地を以てするを可とす。田安臺は、堀を隔てし城北に位し、高燥なる佳域な

造りぬ。否、是より、益進みて、平和の間に、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんこと、子々孫々、更に變ること無く、わが靖國の神靈の如くなるべし。嗚呼、靖國の御社號、深旨ある哉。嗚呼、國家を泰山の安きに置き坐せるは、靖國の神に坐す哉。

御社格を、別格官幣に列せられしは、御社號を賜はりしと同時なること、上に引ける、太政官達の如し。官社を官幣・國幣の二つに分つ。官幣は宮中より、國幣は國庫より幣帛を奉らるゝなり。この官幣・國幣の稱は、延喜の古制に因られしものにして、神祇官より幣を獻るを官幣と云ひ。國司より獻るを國幣と稱したりしなり。現今にしては、いさゝか適合せざるもの如し。雖も、其の古制によりて、天つ社・國つ社を尊崇し給へること、最恐き御事なりと云ふべし。而して、兩幣を通じて、延喜の制には、大小の二つに分ちたりしが、現今は、之を大中小の三つに分ち、官・國幣社を通じて、

大幣を奉らるるを大社とし、中幣を中社、小幣を小社と云へり。別格官幣とは、大中小に序で給はざる社格にして、其の幣は、小社と同一なり。靖國神社も、法規上、他の別格官幣社と同じく、官幣小社の次位に坐させごも、亦更に、皇室の御殊遇、國家の尊崇、特別なるもの有り。いで、次々に之を述べむ。

○社殿並建造物及域内神苑の事

出雲大社は、天神の詔に因りて、其の結構宏壯なり。本神社も、亦、神祠を建てて祀らむ、益忠節を抽んでよ。この 慮慮に基きて起る。其の規劃、大社たらざるべからざるなり。されば、明治二年、本社建營の議起るや、當時、上野今の公を以て、其の社地に擬せしもの有りしが、大村兵部大輔は、之を排して曰く、皇基を擁護する神靈を祀るには、宮城附近の地を以てするを可とす。田安臺は、堀を隔てて城北に位し、高燥なる佳域な

り、宜しく、此處に撰定せらるべし。因つて、更に、上命を受けて、香川伯爵・船越男爵の諸氏と共に出張踏査し、九段阪下より、一番町・二番町・三番町・四番町の地を、社域に劃定せられぬ。これ、所謂繩張内なり。然るに世變と共に、其の大半を減ぜられしは遺憾なり。雖も、尙二萬數千餘坪を有し、以て大社域たるを失はず。

舊本殿は、明治二年の假建築なりしが、其の後、改築に着手し、明治五年二月五日、上棟式を擧げたるもの、即ち、現今の本殿なり。建坪六十五坪七合、神明造に倣へり。拜殿は、明治三十三年の改築にして、其の建坪九十五坪〇七勺。其の外、神饌所建坪廿八坪、奏樂所建坪十九坪、廊架建坪三百五十九坪、中門建坪廿四坪、水舎建坪四合、神樂殿建坪十坪、社務所建坪六十七坪、七合八勺等あり。社務所に接續して、祭典委員事務所建坪廿四坪としての洋館あり。此等の諸建築は、近來、漸次完成を告げたるもの、中にて、殿宇に關する部を數へたるなり。此の

外、多くの建築物あり。能樂堂・遊就館・圖書館・新聞縱覽所等の如き、其の大なるものなり。これら、神社の財産に屬する總建坪數、實に、貳千餘坪の廣きに至れり。

社前に巍然たる青銅大鳥居は、舊藩主の還納せし砲礮を以て、大阪砲兵工廠にて鑄造し、海路運搬して、明治廿年十二月、竣成建立せしなり。其の高五十尺、其の横長六十尺七寸八分、宏壯なること、天下無二と云ふべし。其の費用中に、帝室より、金一萬五千圓の御下賜あり。これが建設係官は、當時の陸軍大臣大山大將、及總務局長たりし桂大將以下數十名なりき。

九段阪上より下瞰すれば、街衢縱横の人物、櫛比魚鱗の家屋、一眸に入りにて、眺望頗る佳なり。阪下牛ヶ淵を隔て、附屬地あり。これ、亦、當社の神苑たり。苑の最も整へるものを、社殿四周の地とす。無數の櫻樹、枝を交へて彼蒼を覆ひ、雜木其の間に點栽せられ、春は不言の花、咲ひて人の

歸るを留め、秋は錦繡の紅葉、照りて賽者の目を酔はしむ。逍遙杖を曳か
んか、所在配置の巨砲、長へに祭神の遺烈を語り、噴水あり、泉池あり、
亭あり、新聞縦覧所あり、四時人跡を絶たず、境内常に殷賑にして、獨り
神慮を慰むるのみに非らず。苑池の設備も、其の旨、人心の感化に資する
ものあるを見るなり。大鳥居を出でて、前方、廣濶の地、これ、舊馬場な
りしが、今は神苑の一部となりぬ。兩側に、櫻樹を栽植し、華旅會館寄獻
の石燈籠は、列を正して崇敬の誠を表し、本社創建に功勞ありし、大村氏
の銅像は、其の中央に屹立して、英姿颯爽、當年の意氣に感ぜしむるあり。
その他、數多の建設物あり。牛ヶ淵には、世七八年戦利給水槽の装置、西
南役に於ける士官學校生徒の忠魂碑、谷村計介君の苦節の碑等あり。斯く
て、優遊自適、閑歩の間に、古英雄を想見し、知らず識らず、精神を鼓舞
修養せしむ。苑池の効も、大なりと云ふべし。

吾聞く、身を殺して仁を爲す。生を捐て、義を執ること。又聞く仁は天下の
安宅なり。義は天下の廣居なりと、嗚呼、わが祭神は、生きながらに、斯
の安宅に居り、斯の廣居に據り給へりしなりと云ふべし。

○春秋例 大祭並年中諸祭の事

祭祀は、國の大典なり。報本の道、之に依りて明かに、反始の禮、之に依
りて整ふ。斯の道と斯の禮とありて、始めて、國家は安泰なり。されど、
人情の常として、遠ざかるものは疎く、過ぎにし事は忘る。而して、これ
が記憶を新にして其の禮を失はざるもの、祭祀を措きて他にあることなし。
我が國、古來、祭政致一を説く。迂に似て、決して迂に非ず。若し、國民
にして、報本反始の美德を忘失したりとせむか。恐らくは、我が 皇祖の
神勅も共に忘却せられて、金甌無缺の國體に、磨すべからざる瑕瑾を生ぜ
しめしかも計るべからず。一片耿々の敵愾は、唯一敬祖の誠心より湧出し

來りて、凝りては百鍊の鍊となり、氣節磨すれども磷せず、發しては萬朶の櫻となり、餘香散れども滅せず。而して、克く皇國の今日あるを致す。これ職として、彼の美德を忘却せざるに由らずんば非ず。

欽明天皇十六年二月、百濟國王于來朝して、聖明王、賊に殺されたりて、救助を求め、且つ、治國の道を蘇我臣に問ふ。蘇我臣答て曰く、昔、雄略天皇の世、汝の國、高麗に逼られ累卵より危かりき。於是、天皇、神祇伯の奏言のまにまに、建邦之神に屈請して、將に、亡びむとするを救給ひしかば、國內端謐なるに至りき。建邦の神とは、太古天より降りて、國家を造立せし神なり。頃者聞く、汝が國、饑て、祀らず。今や、前過を悔い、俊めて、神の宮を修理し、神の靈を祭り奉らば、國隆昌なるべし。汝忘るゝこと勿れといへり。この蘇我臣の言、何れの國、何れの時にも忘るべからざる、最尊き訓誡なり。而して、朝鮮の古代に於ても、始祖の神靈を祭りしことを知るべし。然るに、其の故實を忘れて、百濟は終に亡びぬ。因に曰く建邦之神とは、日本書紀神代卷に、素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到新羅國、居曾尸茂梨之處、とあり。東國通鑑に、有神人、降檀木下、國人立爲君、是爲檀君、國號朝鮮、云々、國人、世立、唐郡之者、以其初開國也、今唐在箕子祠東、云々と見え、日本春秋に、伊檀君贊、彼所稱檀君是也、此土稱曰、新羅明神、又曰、韓神、と云へり。檀君は、素戔嗚尊又は其の御子五十猛神にて、この二神を建邦之神と云ひしなり。

然り而して、所謂敬祖の念は、何によりて維持せられしかといふに、祭祀の禮に由りてに非らずや。古來、世教に留意せらるゝ聖君賢相の、先以鎮祭神祇、然後應議政事、と喝破し、或は、我朝神國也、以敬神可爲先、

以如在可爲禮、と警告し、又は、凡禁中作法、先神事後他事。このたまはせし等祭祀の道の忽諸に附すべからざること、以て見るべし。況んや當社祭神の如きは、功烈最新にして、誠忠前古に輝くもの有り。故に、長へに之を祀り之を顯はして、國民の腦裡に印せしむるは、國家として、一日も忽にすべからざるなり。宜なる哉。聖上の、勅して、これが祭祀を擧げさせ給へること。

當神社を、招魂社と稱せし頃は、例祭をも、招魂祭と稱したりき。當時の例大祭は、陸海軍兩省長官、隔番に、勅を奉じて參向して、齋主を奉仕せられたりき。されば、有栖川宮熾仁親王・小松宮嘉彰親王殿下には、七回も齋主を勤めさせ給ひき。その他、陸軍卿、又は、海軍卿、若しくは、其の代理者として、齋主を奉仕せられし諸卿は、

齋主奉仕 十一回、 元帥 陸軍大將 山縣 公爵 (當時兵部大輔又
は陸軍卿にて)

同	六回	故	海軍大將	川村伯爵	<small>(海軍大輔又は海軍卿として)</small>
同	三回	故	元帥海軍大將	西郷侯爵	<small>(當時兵部少輔又は大輔にて)</small>
同	三回		海軍中將	中牟田子爵	<small>(當時海軍少將又は兵學頭にて)</small>
同	二回	故	陸軍中將	野津鎮雄	<small>(當時陸軍少將)</small>
同	一回	元帥	陸軍大將	大山公爵	<small>(當時陸軍少輔にて)</small>
同	一回		陸軍中將	三浦子爵	<small>(當時陸軍少將)</small>
同	一回	故	陸軍中將	井田男爵	<small>(當時陸軍少將)</small>
同	一回		小澤男爵	小澤男爵	<small>(當時陸軍少將)</small>

以上の如し。而して、年中例祭に、一回はまた勅使の御差遣ありしなり。左に、當時の勅使の奉讀せられし御祭文及、齋主の祝詞一二を掲載すべし。

(明治六年十一月六日例大祭々々文)

天皇乃大命爾座世。此招魂社爾鎮米萬都禮留諸靈乃前爾。式部權助兼大掌典

從三位橋本實梁乎使止爲豆、白給波久止白左久。前年戰場爾志豆大功乎立志事乎、萬代万豆爾傳倍給波牟止爲豆。今年與利此月乃今日乎永例乃祭日止改正志豆武官乃人等爾命世豆、種々乃物等乎備奉利、齋祭良世給布、此狀乎聞食豆。天皇乃大御代乎動久事無久、佐夜久事無久、常石爾堅石爾守幸倍給倍止白給布。天皇乃大命乎甘良爾聞食世止白須。

(明治四年五月十五日例祭祝詞)

天皇我大御詔乎奉里兵、兵部卿熾仁親王諸乃靈等乃前爾。百八十日日波有禮籽。此五月十五日余利同十八日爾至麻氏乎、殊更爾、齋奉禮留例登定米賜比奴留隨爾。宇豆乃大幣帛乎奉稱辭竟奉奉登志豆、祝部等我弱肩太褻取掛忌清麻波里造奉留、御服波明妙照妙、御饌波和稻荒稻、御酒波廳上高知脛腹滿並兵、大野原生物波甘菜辛菜、青海原爾住物波鱒乃廣物鱒乃狹物、奥津藻菜邊津藻菜爾至留麻氏、横山如須置高成兵備奉行狀乎、平介久安介久聞召兵。天皇

乃大御世乎常磐爾堅磐爾守奉里、茂御世爾幸閉奉里、親王等、臣等、百官人等爾至麻呂、己我乖々不令有、大政乎輔奉里、武士乃八十件男波猛久雄々志久、朝乃護里夕乃衛里止、朝廷邊不去仕奉里、將諸蕃國乃書乎學比、及、諸乃器械乎製造里用留事乎志毛、勤美學布益荒男等爾力乎添賜豆粥古止無久、泥古止無久暫時乃程爾、眞細久眞具爾解明良米工成左志來賜豆、皇我大御國乃大稜威乎彌益々爾令光輝賜比、缺古止無久乏古止無久、萬豆滿足波志米賜比豆天下乃御民等乎損布者無久己之自志乃家業乎宇良安久令勉賜比豆神隨尊岐豐蘆原乃瑞穗國乎、百八十國乃秀國祖國止富足波志米賜倍止、太玉串乎捧持豆、稱辭竟奉良久止申。

辭別豆白久、慰物止奉仕留練兵、相撲、競馬、花火種々乃事乎婆、花火乃高良加爾競比、乘留駒乃耳振立豆兵隊我打出流、火玉乃止岐我如召合須、角力乃速氣久見備世賜登、申事乃由乎平介久安介久聞食止申。

(明治四年九月二十三日例祭祝詞)

掛卷母恐支、天皇能大御詔乎受賜豆、兵部大輔源有朋、諸神靈等能前爾白須、八日日波在止此能九月廿三日乎吉日止卜彘豆、宇豆能大幣帛乎奉里稱辭竟奉留乎聞食止申須、供奉物波神劍、神鏡、和妙、荒砂、和稻、荒稻、白酒、黑酒、鱒廣物、鱒狹物、毛荒物、毛和物、奧津海藻、邊津海藻、甘菜、辛菜、海川野山能種々能物乎、橫山乃如久置高成豆、祭祀申須、天日嗣能高御座天壤能共動事無久、變事無久堅磐常磐爾、足御代能茂御代乎、手長能大御代止神護爾護賜比、親王、諸臣、百官人等、己我乖々不令在大御政乎輔佐奉里、武士能八十件男波、猛久雄々志久、朝能守利夕能守利朝廷邊去良須、海軍波水浸屍、陸軍波草蒸屍仕奉里、君臣能氣知米乎始豆、人止在倍支道能義乎麗志久、諸國能書籍乎母眞具爾解明良米、皇大御國能大御稜威乎彌益々光輝志米賜比、萬物富足波志賜止鹿自物膝折伏鷓自物頸根衝拔、

稱辭竟奉良久止申須

この御祭文中に、武官乃人等爾仰世豆ごあるを見ても、當社例祭の、勅祭なることを知るべし。猶、其の都度齋主を仰せ付けられしことは、明治九年一月の達文にて知るべし。(この達文次項にあり)

斯くて、明治十二年六月、社格制定以後は、宮司専ら祭典を奉仕することとなりて、陸海軍兩大臣は、宮司の、祝詞奉讀の後に、玉串を奉奠せらるること、曩年祭主を隔番に仰せ付けられし故實に由りて、春の例祭に、海軍大臣先づ奉奠せらるれば、秋の例祭には、陸軍大臣先づ奉奠し、次に、海軍大臣奉らるゝなり。而して、勅使は、社格制定後と雖も、年一回秋の例祭御差遣あること、最初より變ることなし。左に、近來の御祭文を摘録す。

(明治三十五年十一月例祭御祭文)

天皇乃大命爾坐世掛卷母恐支

靖國神社乃大前爾掌典兼式部官正四位九條道實乎使止爲豆白給波久止白左久新代乃初與利處々乃役爾大勳功乎立給比又夙久與利大御代乃爲米國乃爲米身乎效志力志竭須止爲豆身亡世給比志人々乃事等乎恒爾米具久宇牟賀志久思保志食須賀故爾年每乃今日乃祭爾御幣帛奉利齋祭良世給布故此狀乎聞食豆

天皇乃大御代乎動久事無久左夜具事無久彌益々爾常石爾堅石爾守幸倍給倍止白給布 天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須

例大祭日は、明治二年七月に、正月三日・伏見戦日五月十五日・上野戦日同月十八日・函館兵降伏日九月廿二日・會津兵降伏日の四個日を 勅定あらせられ、總へて、之を大祭と稱せしが、其の後、改曆、其の他世故の爲めに、數度の變改を経て、十二年に至りて、左の如く、更に勅裁あらせられたり。これ、現今の制なり

大祭日 五月六日 十一月六日

小祭日 毎月六日

依 勅裁如件

明治十二年六月

十一月六日は、會津降伏の日にして、大陽曆に推步して維新の功を奏せし日、五月六日は、即ち同功の日を、春季に撰み給ひしものにして、春秋二回に、祭典を擧げさせらるゝは、祭神の忠誠を表して、之を新にし給はんこの 慮慮なり、ご伺ひ奉らるゝなり。

而して、其の例祭々儀に至りては、莊嚴なること、他神社の及ぶところにあらざるなり。前一日、清祓式あり、後一日、直會祭あり。而して、例祭日には、勅使の參向あり、東宮殿下の御使ありて、其の威儀堂々たるは、言を俟たず。皇族各宮殿下の御參拜を始め、元帥、陸海兩相、大中少將以下參列あり、軍隊の參拜あり、遺族の拜禮あり。公私團體・學校生徒・其他滿都

の士女、肩摩重沓せり。之に加ふるに、神靈の慰藉に供する餘興は、神樂舞あり、能樂あり、相撲あり。各種營利の興行物の如きは軒を並べて騷然たり、其の盛觀固より、筆舌の能く及ぶ所に非ず。

此の重沓駢闐の衢に立ちて、之を整理し、之を辨理するの功は、之を掛官諸氏に販せざるべからず。掛官は、陸海軍兩省より、數名出張し、熱誠にして、自己の事に對するが如く、最鄭重に親切に處理せらる。熱鬧喧嚷の間、生死相感じ、肝膽相照するものあるは、恰も、生者生者に仕ふるが如し。是れ、他の學ぶべからざる所たり。

以上例祭の外、年中行はるゝ諸祭、左の如し。これらの祭典は、定時、官司以下之を奉仕し雅樂は、宮内省伶人奉奏す。此の日、神樂殿にて里神樂あり。遺族にして參拜するものは、拜殿に昇りて、親しく參列することを得べし。遙拜式は、庭上遙拜所にて行はる。

新年祭	一月一日	午前八時
元始祭	一月三日	午前十時
紀元節	二月十一日	同
祈年祭	二月十七日	同
大祓	六月三十日	午後二時
天長節祝祭	十一月三日	午前十時
新嘗祭	十月廿三日	同
煤掃祭	十二月廿五日	午後二時
大祓	十二月卅一日	同
除夜祭	十二月卅一日	同
毎月一日祭	毎月一日	午前十時
月並祭	毎月六日	同

孝明天皇遙拜式	一月卅日	同
神武天皇遙拜式	二月十一日	同
神武天皇御陵遙拜式	四月三日	同
神嘗祭遙拜式	十月十七日	同

此の外、私祭として、二月廿二日の熊本籠城紀念祭、六月十九日の甲子殉難者祭、七月廿三日の朝鮮事變殉難祭等あり。

○合祀祭附餘興の事

國家は、歲月と共に變轉活動す。されば、治亂盛衰の定らざるは、論を俟たず。而して、わが維新の皇謨は遠大なり。一昂一低、其の域に達せずんば止まず。明治二年本社創建の際鎮祭せられしは、戊辰の役に於ける忠勇の士なり。何ぞ、爾來事無くして、再び忠勇の士出でざる理あらむ。苟くも、事起るや、豺貅競うて命に趣き、平和の犠牲となりぬ。是を以て、叡慮、固

より戊辰の忠勇の士に止らせ給ふべくも非ず。仁徳海の如く治くして、忠勇義烈の士あらば、均しく之を慰安表彰し給はんことす。これ、合祀の典を擧げさせ給ふ所以なり。明治七年八月佐賀騒亂の爲に節に死せし士を合祀せられしを初めこして、爾來三十六回の合祀祭を行はせられたりき。斯く事變の起ることに、之れが犠牲となれるものを、漸次合祭せらるゝと雖も叡慮は、未だ之を以て足れりこし給はず。明治元年五月の御沙汰を以て、京都東山に鎮祭せる神靈をも近く、輦轂の下に合祭し、猶、治く、穿鑿して遺漏なからんことを期し給ひぬ。明治八年一月十二日正院の達に曰く、嘉永六年癸丑以來、憂國慷慨之士、皇運の挽回を期し、未だ其志を不遂致し、冤死候者の靈魂、戊辰年中、京都東山に祠宇を設け、祭祀被仰出候處今般、更に厚き思召を以て、東京招魂社へ合祀被仰出候條右、東山配祀の者及び、是迄各府縣招魂場に於て、祭祀執行來り候者共を始め、其餘戊辰以

前、藩々に於て殉難死節の者其名湮滅し。未だ。祭祀等の列に洩れ候者可有之候間得て穿鑿を遂げ、無遺漏、姓名取調可申出、此旨相達候事、但東山靈祠及各地招魂場等は、從前の通被据置候、此旨可相達候事。

以て、聖徳の、天日と共に更に偏私あらせ給はざるを知るべし。斯くて、精密なる調査を遂げ、其の後、數年を経て、明治十六年五月、十七年十一月、廿一年五月、同十一月、廿二年五月、同十一月、廿四年十一月、廿六年十一月、廿九年五月、卅一年十一月、卅二年五月の、十回の合祀祭を行はせられ、維新前後國家の爲めに非業の死を遂げし志士を治く鎮祭せしめ給ひき。

御製

(口月帖)

限りなき、世に残さむご、國の爲め、

たふれし人の、名をぞ留むる。

世ごごもに、語り傳へよ、くにの爲め、

命をすてし、ひこの功は。

四四

およそ本社に、忠勇の靈を合祀せんとするや、先づ、勅裁を請ひ奉り、御裁可を得て、茲に、合祀祭執行の旨、仰せ出さるゝなり。假令、一員の合祀なりとも、苟くもし給はず。勅使の御差遣、百般の設備、更に省略せらるゝことなし。明治八年七月・同九年一月の如きは、各一名の爲めに、合祀祭は行はれき。八年七月には、齋主并勅使は山縣陸軍卿(今元帥)にして、九年一月には、伊東海軍少將(故海軍中將)なりき。今、其の達書・祭文・祝詞等を擧げて、優渥なる、聖旨を知らしめむ。

(明治八年六月二十七日達)

來る七月四日、招魂社例大祭之節、昨年佐賀征討の際戦死者、福岡縣土族矢柄到、同社へ致合祀候、就ては、同三日午後第十一時、招魂式施行候條、諸官廨勅奏任官各一員、判任官各一員つゝ總代、右同刻、禮服着

用、九段坂上招魂場へ參集可致、此旨相達候事。但、其他、官員參拜可爲勝手事。

(明治九年一月二十四日達)

先般、於朝鮮國逐戰死候、雲揚艦水夫松村千代松儀、今般、招魂社へ合祀、被仰付候間、來る廿六日午後六時三十分、同社幄舎へ參集、同七時合祭式執行候條、禮服着用參拜可有之、此旨相達候事。但、海軍少將伊東祐鷹、祭主被、仰付候條、此段副達候事。

(明治八年七月四日御祭文)

天皇乃大命爾坐世。今日新爾遷鎮米奉禮留、福岡縣乃軍人矢柄到乃靈乃前爾陸軍中將兼參議陸軍卿正四位山縣有明白左久、去年乃二月爾肥前國內爾、大命爾違比、大憲爾背支奉利志賊徒等乎、伐平良氣給比志時、官軍乃隊爾在互、

四五

御代乃爲國乃爲止。明久正久、武久雄々志支心以互、戰比亡志人々乎、甚久惜美痛萬世給比、其諸靈乎、同支八月爾、此社爾合祀良世給比志時爾、汝靈乃洩禮多留乎、今度、如此同狀爾、其功乎、長倍爾、傳給波牟止、今年與利始互、彌遠長爾合祭良世給布事乎、聞食世止白給布、

天皇乃大命乎、聞食世止白須。

〔明治九年一月廿六日御祭文〕

天皇乃大命爾坐世。今日新爾遷鎮米奉禮留海軍乃水夫松村千代松乃靈乃前爾、海軍少將正五位伊東祐磨乎使止爲互、白給波久止白左久、去年乃九月爾、朝鮮乃國爾互、由久利無伎戰爾、身亡志事乎聞食互、甚久歎痛萬世給布故、今年與利始互、彌遠長爾、諸乃靈止合祭良世給布事乎、聞食世止白給布、

天皇乃大命乎、聞食世止白須。

〔明治九年一月廿六日祝詞〕

招魂祝詞

（以下、四祝詞は、其の一例を知らしめんが爲めに掲げつ。其の鄭重なるを知るべし。）

掛卷文畏支

天皇我大命乎以互。空馳流雲揚止稱號布軍艦廻水夫、松村千代松君乃神靈乎、今此乃齋庭邇招奉里奉坐留事乎、天翔利國翔里來憑里坐世止、海軍少將正五位伊東祐磨白須、故汝命波、山口縣乃士族邇志互、赤根刺周防國佐波郡、劔太刀三田尻町邇、天保乃四年八月乃八日邇奈母誕生互、其國乎領主乃家臣止互、前年與利海軍乃事爾從事、明治乃二年爾、玉篋函館乃役邇、官軍乃甲鐵艦乃水夫爾奉仕互、其業爾大伎功乎成世利伎。同伎四年能冬與利、山菅乃根乃長門守乃獻禮留、雲揚止云布軍艦爾乘、年爾月爾勤美勵美、忠邇正久仕開來奴留邇、去年乃五月婆可里、我海軍省與里、對州乃周海乎測量倍伎命乎蒙里互、竹芝乃沖從鋪乎起志互、直爾航海互、任乃隨爾、該州乎測量事濟互乃後、牛莊邊迄

航路研究時之母、艦內乃眞水拂底與里豆、其乎求牟止志豆、九月乃廿日婆可里、韓國乃京畿道乃永宗城云砲臺乃海灣邇到留邇、不計毛我端舟爾射向比豆、彼與利發砲世志爾與里、終爾挑美戰鬥志時爾、敷島乃日本心乃猛伎雄雄斯岐我國人等、艦長乃指揮乃隨、海行波水付屍、陸行波草生屍、額爾波矢波立止母、背爾波不負乃古言乎心止志豆、一瞬時毛多由武事奈久、軍人乃職務乎盡志豆、身母棚不知、勇進美奉仕志爾依豆會、梓弓射向布賊、伊逆布夷等、悉皆爾擊止擊、罰米止罰米、退却氣攘比平氣奴、然留爾、慨伎可毛、惜哉、汝一人波、銃傷負奴禮婆、本艦爾歸里豆、軍醫乃、何久禮止治療盡世志加籽毛、遂爾、同月乃廿二日爾、秋風乃誘布、夕乃露止共爾消失奴禮婆、無詮方、屍波長崎乃港爾葬埋米給比奴、雖然、其功乎波、君我名爾負布萬代乃松乃千代松、千代掛豆枯世受朽世受、後乃世爾傳閉車物止、今如此、招魂社爾合祀奉利、奉鎮坐良牟止殊更爾、今日乃生日乃足日乎撰定女豆、此乃齋庭乎祓清女、天津眞櫛乃枝爾木

綿取垂豆、太玉串止捧持、御酒御饌海河山野乃種々乃珍物乎、如橫山奉供里、招奉留狀乎聞食豆、雲井奈須伊邪余布事奈久、久羅下奈須多陀余布事奈久、天翔國翔里來寄玉比豆、此禮乃靈璽爾神憑里鎮坐世止白須。

本殿告辭

掛卷母畏支諸乃神靈等乃御前爾、海軍少將正五位伊東祐鷹、慎美敬比白賜波久、佐弊豆留哉韓乃無禮伎醜夷等止、去年乃十一月廿二日戰比志時爾、銃傷乎負比豆失世奴留、雲揚艦乃水夫松村千代松乃靈魂乎、今度畏支大命乎以豆、明治九年一月廿六日乃今日乃此乃夕邊爾、同殿乃同床爾奉坐奉鎮留事乎、平氣久安氣久聞食相宇豆乃比賜閉止、恐美恐美毛白須。

招魂場辭

常磐奈留松村千代松君乃神靈乃御前爾白佐久、今志母、正殿邇奉遷奉坐牟止須、故此狀乎聞食世止白須。

本殿合祀辭

50

今如此奉鎮奉坐禮留松村千代松君乃神靈乃御前爾奉留幣帛波、御酒御饌海
河山野乃種々乃物乎置足波志豆、海軍少將正五位伊東祐鷹、恐美白佐久、此
乃御殿乎、君賀名爾負萬代乃千代乃御在所止定賜豆、先爾鎮坐世留諸乃神靈達
止、堅石爾常磐爾鎮坐豆、掛卷母畏支、

天皇我朝廷乎、相共爾奉護奉幸豆、所知食御國乃内外爾寇奈布者不令在、嚴
御稜威波、清雲乃霧久限里、白雲乃墜坐向伏極美、伊照光輝志米賜倍止白須。

辭別豆、先爾鎮坐世留諸乃神靈達乃御前爾、楨美伊夜萬比白佐久、如此同殿
爾奉鎮奉坐豆、宇豆乃幣帛奉備久乎、平氣久安氣久相嘗爾聞食豆、自今以後、

共爾

天皇我朝廷乎、夜乃守日乃守爾、守護利幸倍給倍止、恐美恐美毛白須。

上に引ける祝詞の如く、招魂社當時は、陸軍・海軍兩卿中にて、勅を以て齋

主たりしこと、例祭の如くなりしが、社格制定後は、宮司之に代り、諸般
の施設、事務の處理に至りては、陸・海軍兩省の官員に、祭典委員を仰せ付
けらる。(委員長は將官に、委員には佐・尉
官、及、相當官を以てせらる。)而して、兩省の屬官數十名、助手を命
ぜられ、師團の下士卒また撰ばれて之を援く、式場掛・庶務掛・接待掛・餘興
掛等の部署を定めて、百般の事、毫末の蹉跎なく、數日の長き間、困憊疲
勞の色もなく、之を處理せらる。左に近來に於ける、祭典委員長諸氏の姓
名を掲ぐべし。

明治廿八年十二月	臨時大祭委員長	陸軍中將川上子爵
同三十一年十一月	同	海軍大將伊東子爵
同三十四年十一月	同	陸軍大將野津伯爵
同三十八年五月	同	海軍大將伊東子爵
同三十九年五月	同	陸軍大將野津伯爵

同四十年五月 同 海軍大將 大勳位 東郷 伯爵

合祀祭には、前一日清祓式あり、神器・祭具・齋庭をはじめ、神職・掛官等の關係者を清めて、汚穢過失なからしむるなり。而して、同夜、招魂場にて招魂式を行ふ。招魂場は、拜殿瑞垣外南方にあり。白沙を布き、中央に、草葺の神殿を構へ、左方に神饌幄舎・海軍勅・奏任文武官總代幄舎を、右方に、軍樂隊幄舎・掛官幄舎・陸軍勅・奏任文武官總代幄舎を設け、黒木の鳥居を建て、五色の太玉串を樹う。夜、庭燎の既に白き時、神職以下各員參列、儀仗隊警衛の間に、壯嚴靜肅の式を以て其の儀式を擧ぐ。神、茲に來格し給ふや、神輿を奉じて、各員之に扈從し、肅々として、本殿に遷座し奉る。其の神々しきこと、いはむ方なし。初は、午夜にこの式を擧げたりしが、近來は、午後八時より行はる。合祀の大祭は、即ち其の翌日なり。同日は、勅使の參向あり。

(左に、一班を示す爲めに、勅使の御祭文を掲ぐ。)

天皇乃大命爾坐世今日新爾此靖國神社爾招支奉利合世鎮米祭留故陸軍少將正五位勳二等功三級山本信行乎始豆二萬八千九百九十九人乃靈故海軍大佐從五位勳三等功四級佐伯闇乎始豆千八百八十七人乃靈乃前爾掌典正三位勳五等子爵竹屋光昭乎使止爲豆白給波久止白左久去年由久利奈久母露國止戰乎開支志與利以來皇御軍波大命乃隨爾海爾陸爾進美健備豆射向布寇波蹴散加志降服布者波撫和志身母多奈志良受仕奉禮留爾依豆皇御國乃大御稜威乎天下四方國爾照輝加左志牟留爾至禮利斯久大御稜威乎照輝加左牟止爲豆勤勞美仕奉留爾汝命等諸乃此處乃役彼處乃戰爾身亡世奴留事乎悼美歎加世給布故其大勳功乎萬代爾語繼支言傳倍旌表左牟止爲豆今年與利始豆彌遠長久諸乃靈等止合世鎮米祭良世給布事乎聞食世止白給布

天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須

辭別豆白左久此神社爾鎮座須諸乃靈等今告奉利志事乃由乎聞食志諾比坐志豆今
日合世鎮米祭禮留靈等諸止共爾穩比爾鎮坐世止恐美恐美母白須

(明治三十八年五月三日)

東宮殿下の御使あり、各皇族の御參拜あり、而して、合祀祭に、兩陛下の
行幸・行啓、皇太子・同妃兩殿下の御參拜等の御事も、一再に留らず。皇族御
殊遇の
條に云ふべし其の行幸あらせらるゝや、各皇族・親任官・公爵・從二位・勳一等、及、
各省勅・奏任官總代・麝香間祇候總代・錦雞間祇候總代・有爵者總代・各省奏任
官總代・有位華族總代・貴衆兩院議員總代等、先著奉迎奉送を仕へ、後各拜
禮の事あり。其の盛儀壯觀、恐らくは、他神社に其の比を見ること能はざ
るべし。

奉納金品の如き忝くも、兩陛下よりは、祭資金として數千圓を下し給ひ、
皇室御殊遇の條東宮各皇族の御献備あり。各大臣元老より、朝野紳士の献品
を見るべし。

實に夥し。その他、餘興觀覽店等殷賑を極むること、例大祭を凌ぐ。かの
三十九年・四十年合祀祭の如きは、國庫より多額の下附金あり、行幸あり、
行啓あり、御成あり、文武の大官綺羅星の如く列り、數千の遺族遠近より
集り、近縣都下數萬の人士、潮の如く至り來りて、前古未聞の戰捷を賽す。
其の盛況、筆舌の及ぶ所に非ざりき。

合祀祭は、長きは三日、又は、七日も行はれたることあり。合祀祭の翌日、
直會祭を行ふこと、例大祭の如し。勅祭を無事に竟へたるを謝して、解齋
する祭典なり。又、合祀祭には、遺族を特待す。遺族待遇の
條見べし合祀祭執行の年
月は、祭神の項に掲げられたれば、左に、其の祭式(明治四十三年五月合祀祭)
を掲載すべし。

招魂祭々式

同日午後七時前招魂場左右ニ庭燎ヲ燒ク

同七時三十分儀仗兵一中隊參著

同八時陸海軍兩省掛官並兩省、陸海軍各官衙、近衛第一兩師團勅委任官總代及判任官總代(其等官ハ正官)

正服大禮服判任官ハ軍裝通常禮服招魂場ニ參著

次 宮司以下神職招魂場ニ到リ著床

次 宮司招魂ノ式ヲ行フ 警蹕 此時諸員起ツ

次 神饌十ヲ供ス 兩宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リ祝詞ヲ奏ス 此時諸員起ツ

次 官員拜禮

次 神職拜禮

次 宮司陸海軍兩省掛官ト共ニ本殿ニ參向

次 宮司祝詞ヲ奏ス 此時諸員超ツ

次 宮司掛官ト共ニ本殿ヲ下ル

次 宮司掛官ト共ニ招魂場ニ到リ著床

次 宮司祝詞ヲ奏ス 此時諸員起ツ

次 神饌ヲ撤ス兩宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

次 靈槨ヲ奉戴シテ本殿ニ奉遷ス(此時庭燎並燈火ヲ滅ス)

其列次 先導神職主典一名軍樂隊、掛官、御羽車 宮司以下神職、參列各總代(掛官以下神職ハ本殿ニ參列總代ハ拜殿ニ昇ル)

次 宮司昇殿内陣ニ入り靈槨ヲ安置シ奉ル

再拜拍手(此時燈火ヲ點ス) 此間諸員起ツ

次 神饌二十ヲ供ス 兩宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リ祝詞ヲ奏ス 此時諸員起ツ

次 官員拜禮

次 神職拜禮

次 神饌ヲ撤ス兩宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

次 閉扉 宮司奉仕主典ニ從フ 警蹕 此時諸員起ツ

此間軍樂ヲ奏ス

次 退下

五月六日 臨時祭 例大祭

午後四時庭燎ヲ燒ク

次 神職神殿ヲ裝飾ス

午前八時陸海軍兩省掛官(陸軍武官ハ正裝 海軍武官ハ正服)及宮司以下神職本殿ニ進ミ著床

次 開扉 宮司奉仕主典ニ從フ 警蹕 此時諸員起ツ

此間軍樂ヲ奏ス

次 神饌五十ヲ供ス 彌宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

午前八時三十分陸海軍兩大臣、隊外將校同相當官、陸海軍勅奏任文官(陸軍武官ハ正裝 海軍武官ハ正服 文官ハ大禮服)拜殿ニ參著
次 宮司玉串ヲ奉リ祝詞ヲ奏ス 此時諸員起ツ

午前九時 勅使參向昇殿掌典補之ニ從フ

此時陸海軍兩大臣ハ拜殿ノ階上祿側ニ、掛官及宮司彌宜ハ拜殿階段ノ下ニ奉迎ス

次 勅使本殿ニ進ム宮司先導掛官及彌宜扈從ス

次 掌典補 御祭文ヲ勅使ニ呈ス

次 勅使進テ 御祭文ヲ奏ス 此時諸員起ツ

次 勅使神前ニ於テ 御祭文ヲ宮司ニ付ス

次 宮司 御祭文ヲ内陣ニ納ム

次 勅使下向

此時奉送ハ奉迎ノ時ノ如シ

次 皇族拜禮

次 陸海軍兩大臣、隊外將校同相當官、陸海軍勅奏任文官本殿ニ進ミ拜禮

次 掛官拜禮

次 神職拜禮

午前九時三十分ヨリ陸軍諸隊順次拜禮

同時遺族ハ本殿ニ昇リ拜禮（軍隊拜禮畢テ諸人ノ參拜ヲ許ス）

次 神饌ヲ撤ス福宜以下奉仕

此間軍樂ヲ奏ス

次 閉扉 宮司奉仕主典名二從フ 警蹕 此時諸員起ツ

此間軍樂ヲ奏ス

次 退 下

祭典に於ける餘興の盛なること、當神社の如きは稀なるべし。合祀祭。春秋例大祭には、能樂及相撲・烟火等は、必ず行はる。相撲は、明治二年創建以來行はるゝ所にして、其の由來最も遠し。相撲場は、元、今の能樂堂の地域なりしを、卅五年に、能樂堂を其の地に建築せしを以て、現今の地に移せり。地恰も播鉢を置きたるが如く、觀覽至便の良域にして、優に二萬人

を容るべしと云ふ。其の技に至りては、相撲協會の逸物を拔擢して之を演ぜしむ。其の之を演ずるや、遺族軍人來り觀るもの場に満ちて、實に立錐の地なし。各皇族の臺覽を賜はりしことも、幾十回なるを知らず。初め、相撲は蠻風なりとて、指斥の議囂しかりしに當り、當社の祭神に武技を享するは、適切のこころなりとて、終に之を廢せず、續行して今日に至れり。今や、彼の如く發達して、之を海外に行ひ、寧ろ、我が國の特技として、激賞して措かざるの盛況を呈するに至らしめたり。時運の然らしむる所は云へ、當社に負ふ所亦尠からず。是に依りて、斯道の所謂横綱等は、自ら當社を崇敬し、其の技を角するや、全力を傾注して其の雌雄を争ひ、以て祭神の慰藉に努む。」

競馬は、明治四年に始まり、軍馬を以て之に宛て。一時は盛大を極め、頗る壯觀を呈して、自ら馬匹改良に資せしが、其の地域の狹隘を感ずるに至

りて、廿四年九月に廢止せられたるは惜むべし。

能樂は、明治十年十一月の臨時大祭に行はれたるを始めとし、例祭・臨時祭毎に行ひ來れること、相撲の如くなり。舊能舞臺は、即ち今の神樂殿にして、規模狭小のものなりしを、三十五年、芝公園より、今の能樂堂を移轉せり。此の能堂は、明治十四年、岩倉右府の發起設立に係り、英照皇太后並皇后兩陛下、屢々行啓あり、同十七年、能樂會設立せらるゝや、能樂保存の思召を以つて、青山御所より、年々、補助金の御下附あり、其の後、皇太后陛下崩御あらせられしかば、該會長土方伯爵より、當社に寄附せられしなり。其の移轉に際し、恐くも、皇后陛下之を嘉尚し給ひて、金壹千圓を賜はりき。斯く、由緒深き樂堂なれば、其の構造、自ら他に異なり、玉座の設さへ有り、行啓の臺臨に、既に數回の多きに及べり。殊に、近來、年一回、必ず、皇族の御催能ありて、皇后陛下行啓、仰せ出され、皇

太子殿下・同妃殿下・各皇族御臺覽の例なり、而して、各流家元の演能、毎月數回ありて、舞踏の響、鼓笛の韻、社木を傳ひて、太平の氣象、掬すべきもの有り。

此の他、烟火・劍舞・太神樂・擊劍・柔術等は、大凡、恒例・臨時の兩祭典毎に舉行あり、是れ、畢竟、祭神を慰藉し奉る、至情に出づる外他意なきなり。其の能樂・相撲に至りては、遺族・軍人等の席を設けて、特別觀覽を同じうせしむること、最初よりの例なり。

○皇室御殊遇の事

本社創建の事たるや、獻慮に出で、其の祭祀の事たるや、亦勅命に因る。祭日も、勅裁を仰ぎて定まり、合祀の典も、勅裁を経て決す。至尊の、當社を待たせ給ふこと、斯の如し。況んや、數回の、行幸・啓あらさせられ、幣帛金品を捧げ給ふをや、優遇極れり云ふべし。又、年々勅使を御差遣あ

り。又、時々祭資金を賜ふ。人臣として、死後の光榮、何物か之に加ふるものあらむ。

東宮殿下、御孝徳に富ませ給ひ、下民を愛撫し給ふこと、至尊に異ならせ給はず。各親王・諸王殿下、亦能く、聖旨を體せられ、尊崇の念を加へさせ給ふ。委く之を述べん事は、小冊子の能く盡す所に非れば、左に行幸啓・幣帛・祭資金・勅使・東宮御使、及、御供物等の梗概を掲げて、其の一斑を示す。

△行幸啓附御代拜

- 天皇陛下 行幸第一回 明治七年一月廿七日
- 同 第二回 同八年二月廿二日
- 同 第三回 同十年十一月十四日
- 同 第四回 同廿八年十二月十七日
- 同 第五回 同卅一年十一月五日

- 同 第六回 同卅九年五月三日
- 同 第七回 同四十年五月三日
- 皇后陛下 行啓第一回 同廿九年五月六日
- 同 第二回 同卅一年五月五日
- 同 第三回 同卅九年五月三日
- 同 第四回 同四十年五月三日
- 天皇陛下 御代拜 伏見宮 同卅八年五月四日
- 皇后陛下 同 閑院宮妃 同卅八年五月四日
- 東宮殿下 行啓第一回 同卅八年五月五日
- 同 第二回 同卅九年五月四日
- 同 第三回 同四十年五月四日
- 東宮妃殿下 行啓 同四十年五月四日

△兩陛下御幣帛、御供物料、祭資金

明治七年一月廿七日例大祭、赤地青地の倭錦各壹匹
 同八年二月二十二日臨時大祭、御幣物料金百圓
 同十年十一月十四日同 幣帛料金千圓
 同廿八年十二月十七日臨時大祭、祭資金貳千圓
 同廿九年五月六日例大祭、皇后陛下より御供物料金貳百圓
 同卅一年十一月五日臨時祭、祭資金貳千圓
 同卅四年十月三十日同 同 貳千圓
 同卅八年五月三日同 同 參千圓
 同卅九年五月二日同 同 五千圓
 同四十年五月七日同 同 五千圓
 同四十一年五月五日同 同 貳千圓

明治四十二年五月五日臨時祭、祭資金千五百圓
 同四十三年五月五日同 同 五百圓

△勅使

明治二年六月廿九日 彈正大弼 五辻安仲
 同二年九月廿三日 從三位 高辻修長
 同三年一月三日 從四位 平松時厚
 同四年一月三日 宮内大丞 小河一敏
 同五年一月三日 伏原宣足
 同五年九月廿三日 式部寮六等出仕 戸田忠至
 同六年一月卅一日 大掌典 慈光寺有仲
 同七年十一月六日 大掌典 橋本實梁
 同七年八月廿八日 同 同

同 年十一月六日 同 四辻公賀
 同 年 同 日 同 同
 同八年二月廿二日 從六位 松尾相永
 同 年 七月四日 參軍 山縣有朋
 同 年十一月六日 大掌典 橋本實梁
 同九年一月廿六日 海軍少將 伊東祐麿
 同 年十一月六日 式部 出仕 多田好問
 同十年一月廿五日 大掌典 橋本實梁
 明治十年十一月六日 大掌典 丸岡莞爾
 同 年 同 十三日 同 橋本實梁
 同十一年七月四日 海軍卿 川村純義
 同 年十一月六日 掌 典 飯田年平

同 年 同 日 同 同
 同十二年六月廿五日 同 丸岡莞爾
 同 年 同 同 同
 同 年十一月六日 大掌典 國司仙吉
 同十三年五月十四日 西四辻公業
 同 年同月十七日 正四位 廣幡忠朝
 同 年十一月六日 掌 典 小西有勳
 同十四年 同 同 橋本實梁
 同十五年 同 同 小西有勳
 同十六年 同 同 林 直庸
 同十七年 同 同 同
 同十八年 同 同 子爵 竹屋光昭

明治卅七年二月十五日 掌 典 荻原 嚴 雄
 同 年十一月六日 同 男爵 久我 通 保
 同卅八年五月三日 同 子爵 竹屋 光 昭
 同 年十一月六日 同 北 鄉 久 政
 同 年十二月十一日 同 佐 伯 有 義
 同卅九年五月二日 同 園 池 實 康
 同 年十一月六日 同 男爵 久我 通 保
 同四十年五月二日 同 宮 地 嚴 夫
 同 年十一月六日 同 子爵 前 田 利 麿
 同四十一年五月五日 同 藏 田 秋 輔
 同 年十一月六日 同 北 鄉 久 政
 同四十二年五月六日 同 佐 伯 有 義

同 年十一月六日 同 子爵 前 田 利 麿
 同四十二年五月六日 同 園 池 實 康

△東宮御使及御供物

明治卅二年五月六日 金拾五圓 東宮侍從 (名闕)
 同 年十一月六日 同 (同)
 同卅三年五月六日 同 東宮侍從 鍋島 精 次 郎
 同 年十一月六日 同 同 男爵 多久 乾 一 郎
 同卅四年五月六日 同 東宮武官 田 內 三 吉
 同 年十一月一日 金拾五圓 東宮武官 平賀 德 太 郎
 同 年 同 六 日 同 同 田 內 三 吉
 同卅五年五月六日 同 同 中 村 靜 嘉
 同 年十一月六日 同 同 平賀 德 太 郎

同卅六年五月六日同	同伯爵	清水谷實英
同年十一月六日同	同	中嶋資明
同卅七年五月六日同	同	黒水公三郎
同年十一月六日同	同	尾藤知勝
同卅八年五月三日同	同	田内三吉
同年同 日	大鏡餅二臺清酒拾樽	
同年十一月六日	東宮武官	内田三吉
同卅九年五月四日	清酒拾樽	
同年同 六日	東宮武官	尾藤知勝
同年十一月六日同	同	黒水公三郎
同四十年五月六日同	同	秋澤芳馬
同年同 六日	鏡餅二臺清酒拾樽	

同年十一月六日	金拾五圓	東宮侍從	本多正復
同四十年五月五日同	同	東宮武官	田内三吉
同年同 六日同	同	同	千坂智次郎
同年十一月六日同	同	同	本城幹太郎
明治四十二年五月五日	金拾五圓	東宮武官	千坂智次郎
同年同 六日同	同	同子爵	田村丕顯
同年十一月六日同	同	同	本城幹太郎
同四十二年五月六日同	同	同子爵	田村丕顯

此の外、皇室より、青銅大鳥居建設に對し金壹萬五千圓、能樂堂設立に對し金壹千圓、奉納圖書館へも金參千圓の御下賜金あり。また、皇族の御參拜は、大凡大祭毎に、何れの宮か有らせらる、御供物は、各宮共に、春秋例祭、及、臨時祭毎に、必ず備へさせ給ひぬ。今之を略しつ。

○官民上下崇敬の事

仁澤海の如き聖徳と、忠誠火の如き民心とに因りて成立し、能く、我が國體の美を標識したるものは、靖國神社なり。されば、皇室の御殊遇、前に述ぶる如くなると共に、國家國民の崇敬も、亦、特筆すべきもの尠ならず。

明治二年六月創建せらるゝや、同年八月、社領壹萬石を附せられぬ。其の御沙汰書左の如し。

招 魂 社

高 壹 萬 石

爲祭祀永世被宛行候事

明治二年八月廿二日

太 政 官

維新以來、國家建營の神社これありと雖も、此の如き御沙汰を受けしは、

恐らくは、これ無かるべし。然れども、當時國家の財政豊富なりと云ふべからず仍つて、同年十二月を以て、大藏省整理するまで、五千石を返上せんことを願ひ、其の殘額五千石を以て、社費に宛てられたりしが、同九年四月に至り、太政大臣より、當分、五千石を金圓に換算して、七千五百五十圓を寄附せらるゝこととなりて、現今に至れり。今や、我が國勢の大いに伸張すること共に、當社も、亦、擴張して、遊就館あり、能樂堂あり、圖書館、新聞縦覽所等ありて復昔時の状態に非ず。國庫の整理する期に於て、當分の二字を削られざるは、遺憾なるが如しと雖も、祭神の威靈赫々として輝き、治く、全國民の崇敬を聚む。何の願る所か有らむ。されば、明治廿七八年、廿七八年事件の終局を告げ、殉國の士の爲めに、合祀の大典を擧げさせらるゝや、國庫より、多額の支出金ありて、禮典を整へ威儀を完からしめられたり。其の支出の金額は、

明治廿八年十二月臨時大祭 金壹萬圓
 同卅一年十一月同 大祭 金壹萬五千圓
 同卅四年十一月同 大祭 金壹萬五千圓
 同卅八年五月同 大祭 金五萬圓
 同卅九年五月同 大祭 金六萬五千圓
 同四十年五月同 大祭 金拾五萬圓
 同四十一年五月同 大祭 金壹萬圓
 同四十二年五月同 大祭 金八千圓
 同四十三年五月同 大祭 金三千五百圓

國家の、當神社を待つに殊典を以てせらるゝこと、斯の如し。而して、公人として私人としては如何と云ふに、陛下の臣民たる限りは、誰か祭神に對し、敬虔の意を表せざるもの有らむ。就中、故太政大臣三條實美公は、特

に尊崇の意を表せられ例祭毎に供物を献ぜられ且數度參拜ありて或時の如きは、自ら祭文を認められて神靈に告げられたることさへ有りき。これらの事一一之を述べんも煩はしければ、左に、明治三十九年五月・四十年五月の臨時祭に於ける、奉納金品の一斑を掲げて、いかに、官民上下に尊崇せられ給ふかを知らしめむ。

明治三十九年五月臨時大祭奉納金高 壹萬〇五百二十六圓七拾錢

内譯

金千圓	日本郵船會社社長	近藤廉平
金五百圓	日本鑛道株式會社社長	曾我祐準
金五百圓		三井男爵
金參百圓		毛利公爵
金參百圓		島津公爵

金參 百圓 古川 鑛業會社
金參 百圓 內國通運會社長 吉村 甚兵衛

(以下數百名略す)

同上の祭典につき、献備品奉納者は、山縣・大山・野津・伊東の各元帥、西園寺總理大臣・田中・齋藤・松岡・阪谷・山縣・松田・原・牧野の各大臣、黒木・奥・桂・乃木・川村・兒玉・西・大島・佐久間・長谷川・寺内の各陸軍大將、東郷・井上・山本の各海軍大將、近衛、及全國各師團長・各地鎮守府司令長官・各省次官・各府縣知事以下、官民數百名あり。此の時、遞信省は、記念繪葉書四萬枚を、愛國婦人會は、三千圓に相當する物品を、相撲協會は大相撲三日間興行、奉納せるが如き、その他、枚舉に違あらず。

明治四十年五月臨時大祭奉納金高 二萬一千三百八十圓〇四十錢
内譯

金一千五百圓	日本郵船株式會社
金一千圓	日本運輸株式會社
金一千圓	古河 鑛業會社
金一千圓	日本赤十字社長 松方 正義
金一千圓	東京鐵道株式會社
金一千圓	横濱合資東洋商會 成毛 金次郎
金五百圓	大倉 喜八郎
金五百圓	三井八郎右工門
金五百圓	三菱合資會社庶務部長莊 清次郎
金五百圓	日本船主同盟會
金三百圓	東京製絨株式會社長 宮部 久
金三百圓	日本皮革會社

金三百圓 後藤毛織株式會社 後藤 恕 作
 金三百圓 東洋めりやす會社長 杉原榮三郎
 金三百圓 日本橋區堀川長兵衛
 金三百圓 同 高見澤 作三郎
 金三百圓 同 內國通運株式會社

(以下數百名略之)

同上祭典につき、献供物奉納人名、大凡、三十九年の如くなれば、之を略す。

以上掲ぐる所を見ても其の崇敬の篤きこと、推して知るべし。又、赤十字社は救護班を出して救護に備へ、愛國婦人會は遺族接待に勤む。其の他公私の團體、有志者等、有らゆる方面より、同情を表せらる、地方都下の士女、參集報賽する盛況は、實に、筆舌の及ぶ所にあらず。

寄附建設物の大なるものは、華族會館の献納金貳萬圓を以て、遊就館創建の資に宛てたるを始め、同華族會館より、石燈籠六十基、及、花崗石大燈籠一對を奉納したる如き、山田伯爵義顯外六名の、大村贈從三位の銅像を建設して献納したるが如き、能樂會長土方伯爵の、能樂堂を献納したる如き、林伯友幸・大隈伯・土方伯・蜂須賀侯・黒田子爵等の、圖書館を奉納したる如き、別働第二旅團の一大石燈籠を、警視廳の金燈籠を奉納したるが如き吉野小三郎の、新聞縦覽所を建設して奉納したる如き、是なり。以て、如何に、官民上下の、本社に對して、敬虔の誠を致さるゝかを知るべし。

○遺族及軍人待遇の事

遺族といへば、即ち祭神の父母なり、妻子なり、兄弟なり、親戚なり。蓋し、祭神の遺愛、此れより過ぐるもの無からん。此の纏綿たる情緒は、曾て、如何に、祭神の心を煩はし奉りたりけん。祭神の、克く、この情緒を

一擲し去り給ひしが如きは、個人としては、無情なるが如くなり。雖も、決して、然らず。其の大故に處して、小節を捨て、大義を取り、行の利義、情の公私を明辨して、更に惑ひ給はず。功成りて忠臣たり、名揚りて孝子たり、徳顯れて萬世の亀鑑たり。古語に、父母を顯はすは、孝の終なりと云へり。父母に對して、既に孝なりせば、情に於て、何の缺くる所か有らむ。況んや、我が國の如き、忠孝一途の國體にして、爾の父も爾の祖先も、斯の如くにして、之を子孫に遺訓したることなるをや。況んや、斯の如きは、國民の當に盡すべき本分なるに於てをや。さればこそ、祭神の遺愛たる遺族諸氏も、祭神の、斯くの如くなりしを、一家一門の名譽として、又祭神の如く、私情を擲ちたるなれ。然りと雖も、其の此に至らざるを得ざりし心情を察すれば、其の悲惨、實に同情に堪へず。而して、今や、幽顯、界を異にして、斯の熱烈なる情緒を、祭神と共に目前に交ふること

を得ざるに於てをや。是れ、恐くも、至尊陛下を始め奉り、國民の共に泣きて意を注ぐ所なり。而して、當神社に於ても、祭神に對して、崇敬の款を盡さしめ給ふと共に、祭神の遺愛たる遺族に對して、特別待遇の典を以てせらるゝ所以なり。

御製

(日月帖)

靖國神社へ御幸ましまして

神かきに、涙手向けて、拜むらし、

かへるを待ちし、親も妻子も。

○

國の爲め、斃れし人を、惜むにも、

思ふは親の、心なりけり。

遺族に次いで、又、特別待遇すべきものは、軍人諸士なり。直接に、國家

の變に際して、進んで固有の大精神を發揮するものは、軍人なればなり。
「靖國神社にて面會せん」と云ふ語は、廿七・八年役當時、軍人の、別に臨んで發する常語なりしに非ずや。生ける時、既に、軍人の精神は、本神社に萃まる。祭神と其の精神に於ては、既に分つ所有らざるなり。而して、彼の廢兵に至りては、更に、同情すべきもの有り。其の手其の足は、祭神と同じく、戰場に於て失ひしに非ずや。されば、當神社に於ては、平生に在りては、神職常に神殿に伺候して數名の社掌を率ゐて、遺族參拜のここある時は、定例の儀に従ひて、拜殿に登りて神拜せしめ神饌を頒つ。其の兵士にありては、遊就館・圖書館の、無料觀覽のここ有り。而して、合祀祭の時に當りては、其の合祀者遺族に通知し、特別待遇あること、初年よりこれ有り。近來の例によれば、祭典委員長より、其の遺族に案内狀を發し、

明治四十年五月合祀祭の時の案内狀左の如し

故

何ノ誰

右今般靖國神社へ合祀被 仰出來ル五月

二日ヨリ向四日間臨時大祭舉行相成候間

此段及御通知候也

明治四十年四月五日

靖國神社臨時大祭委員長

海軍大將正三位^{大勳位}東郷平八郎^{功一級}

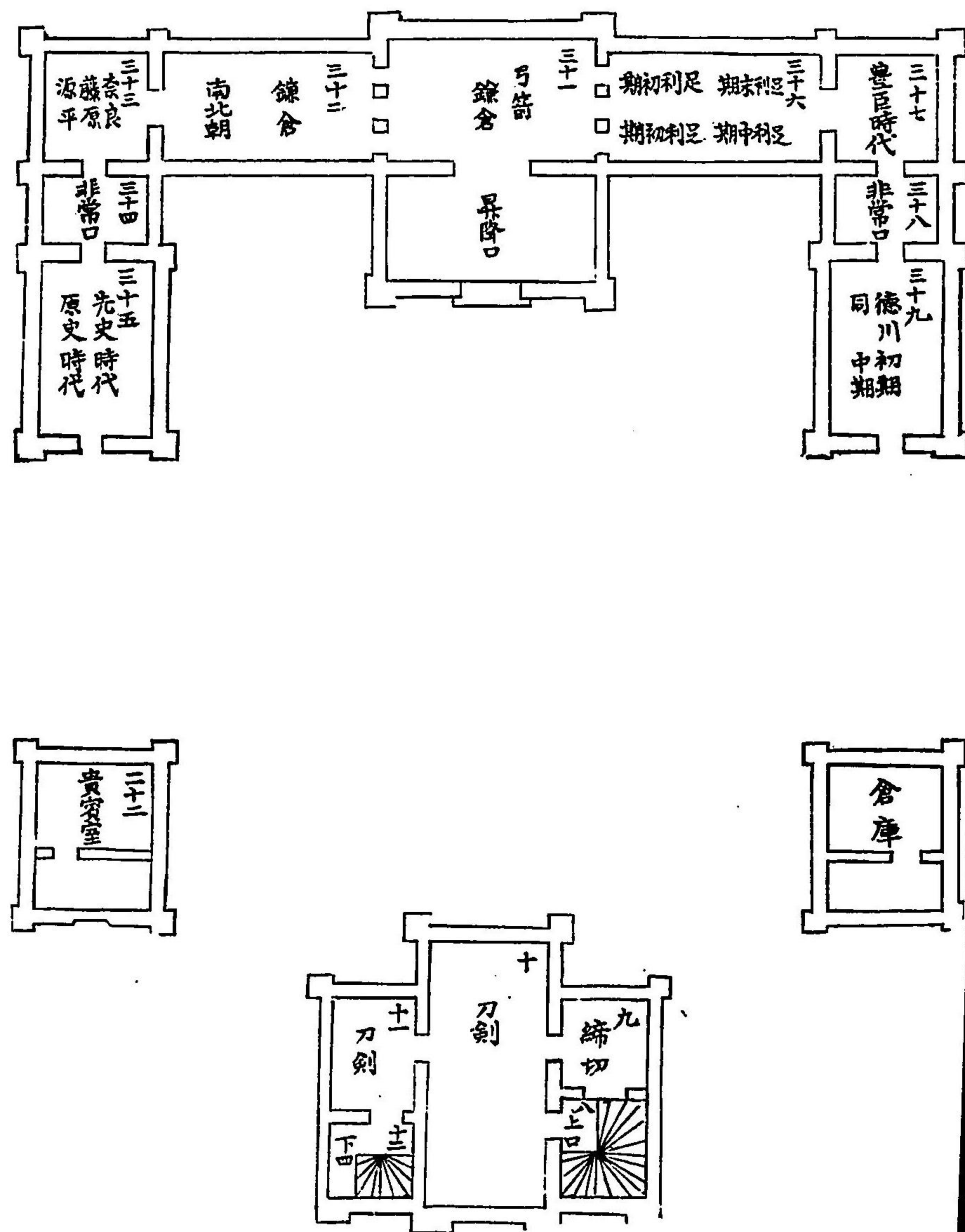
右遺族御中

遺族の詣で來るや、陸・海軍兩省の高等官は、遺族待遇掛として、叮嚀に、之を本殿に導き、拜禮了れば、神酒・神饌、及、記念品を授與し、能樂・相撲・遊就館、及、境内無數餘興物は、其の人の希望に任せて縱覽せしめ、殊に、皇室よりは、濱離宮・赤阪離宮・新宿御苑・皇室博物館・同動物園等の拜觀

を許され、忝くも、濱離宮に於ては、菊桐の御紋章入御菓子をかへ賜りぬ、合祀祭に於ける遺族の待遇は、其の都度、發表する例にて、多少の相違ありと雖も、これを近來の例なりとす。彼の明治卅九年・四十年合祀祭の時の如きは、遺族参拜の便を計りて、全國汽車・汽船賃の割引券、及、沿路并東京市に於ける旅宿料割引券・東京市案内圖・神社案内圖等を與へ、遞信省記念畫葉書、其の他、公私の寄贈物を頒ち、兵營・小石川後樂園、及、大家の名園をはじめ、市内到る處の劇場、其の他の興行物の觀覽は勿論、尋常日用の商買に至る迄、御遺族優遇を標榜して、同情を寄せざるものかなりき。斯る有狀にて、官民一致して遺族に同情を表すること、斯の如くなれば、祭神の曾て煩惱し給ひし情緒は、自ら和みて慰安し給ふべく、遺族諸氏の欣榮も、亦、之に過ぐるもの有らざるべし。春秋例祭に於ては、午後一時より、一般、遺族に平素昇殿を許されざる本殿階上に昇りて、拜禮せしめ、降り

て神酒を戴かしめ、餘興の相撲・能樂等は、遺族、及、軍人の爲に觀覽に資せらる。然れども、場内限りありて、軍人・遺族、今や、其の數無量なれば、陸・海軍兩省の掛官、及、神職等の其の及はざらんことを虞るゝ所なりとす。されば、遺族諸氏にして、親しく参拜せんごするものは、平生に於て、其の祭神の正忌日等に参拜して、待遇を受けらるゝを可なりとす。一般、人民に於ても、其の神徳を欽仰して、御饌を献らんごするものは、勿論、之を許すこと、他の官國幣社と、更に異なること無しと雖も、殊に遺族に對して、斯くの如くなる所以のもの何の故ぞ。これ遺族ごして、大に考慮せざるべからざる所なり。遺族にして祭神の高節を立て給ひし、大精神に耻ぢざる精神を以て、平素の行爲ごなし、以て祭神に仕へ奉りてこそ、祭神も靈感まします。若し、不貞變節、祭神の發揮し給ひし大精神を、汚損することあらば、所謂祭神の面伏せにして、其の遺族たるの資格を失ふこと

遊就館上階室番及時代配置表

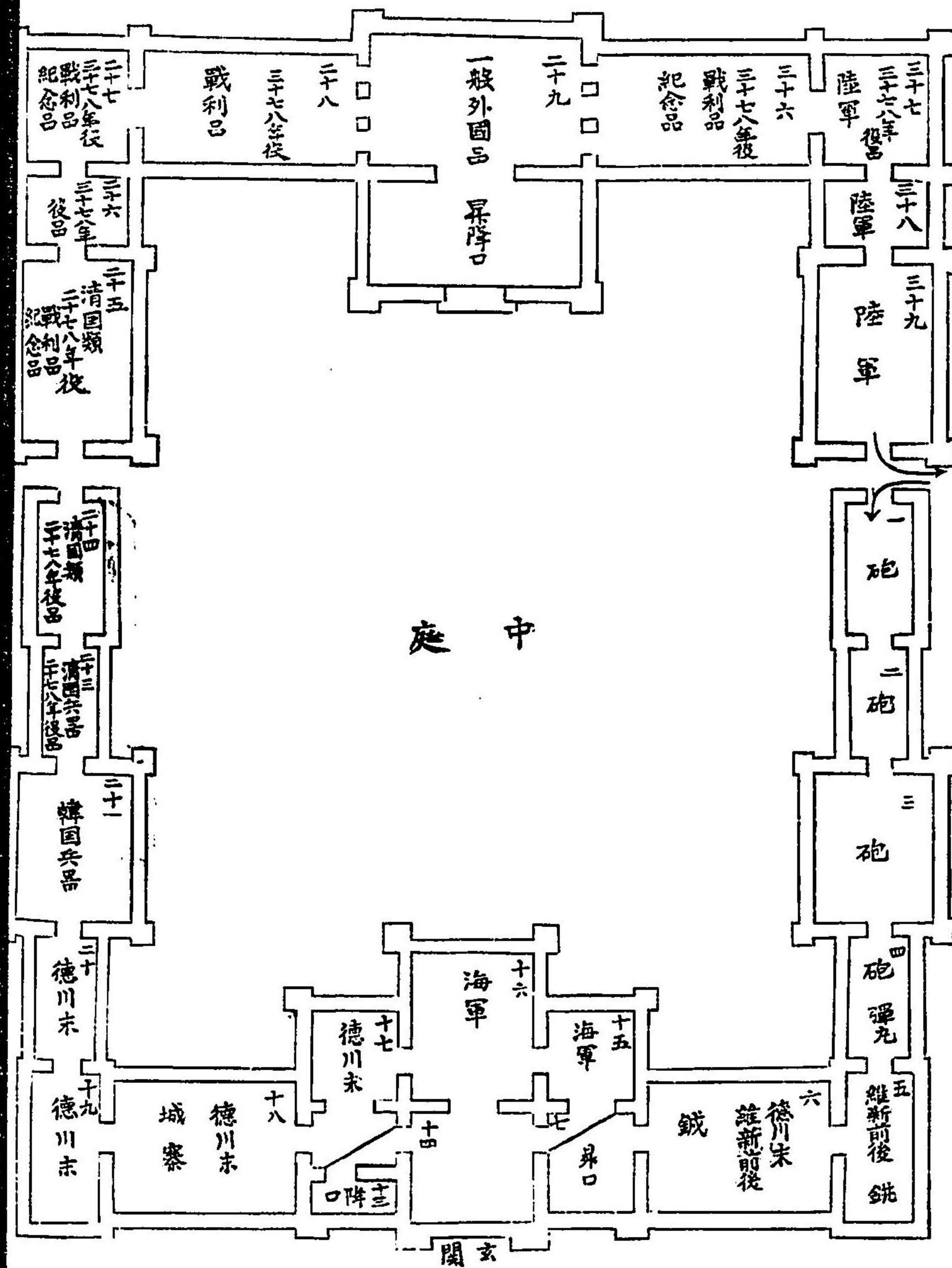


共に、己に、國家の不良・不忠の人物たるに至るべきことを、心得ざるべからざるなり。これ、遺族として忘るべからざることなりとす。

○附屬遊就館並圖書館の事

忠勇の神靈を慰むるに、祭神遺愛の武器、及、關係の什物、古今の兵器等を蒐集する如きは、祭神の遺徳を、萬世に追慕せしむるに共に、大に人心を感奮せしむべし。これ、遊就館の起りし所以なり。明治十二年一月、神社の掲額場に兼ねて、武器陳列場として建築に着手し、十四年五月に落成せり。荀子勸學篇に出でたる、遊必就士の語によりて、遊就の二字を撰びて、故大將有栖川宮殿下の御染筆を賜ひ之を正面に掲げ奉りぬ。仍て遊就館と云ふ。爾來、數度の増築を重ねて現狀に至れり。殊に、四十年の増築の如きは、其の費金、實に十五萬餘圓に上れり。新舊相通じて、總建坪五百八十四坪あり、規模宏壯、巍然として雲表に聳立す。蓋東都の偉觀なり。其陳

遊就館階下 室番號及時代配置表



旧建物總坪二百坪一合八勺
新建物面積三百四十四坪一合八勺

列せる什品は、人民の神社に献納せしもの、陸・海軍省、其他官衙より交附せられしもの、諸家の寄托出品せるもの等にして。今や、單に、祭神の記念たるのみならず、史上の一大記念物たり、斯學の一大参考品たるなり。其の陳列も、類によりて集め、時によりて分つ。大凡、原始時代より、卅七八年役までを網羅せり。左に、館品ミ、諸家寄托品ミの數、及、館内陳列圖を掲ぐ。

種數	類量	本館所藏		諸家出品		合計
		種數	類量	種數	類量	
先史時代		一	八			一七〇
原史時代		二	四			九六
奈良朝藤原時代		〇	二	一	八	七六
源平時代				一	八	一八

鎌倉時代	〇	五〇	五〇
南北朝足利時代	二〇	一九七	二二七
豊臣時代	一一	四五	五六
徳川初期	八	四二	五〇
徳川末期維新前後	二〇六	二七七	四八三
刀劍類	一一三	一二八三	一三九六
朝鮮類	一〇三	五一	一五四
清國類	二九八	一四	三二二
二十七八年役類	七七九	一〇	七八九
外國類	八	九〇	九八
陸軍海軍類	八九四	〇	八九四
雜件	一七		一七

九二

合 計	二四八一	一三九五	四八七五
-----	------	------	------

(コハ現在陳列ノ員數ナリ。コノ陳列セザル館品數百點アリ、四十二年陳列整理委員ノ報告ニ據ル)

宮内省よりは、大祭時に當りて、御物の御貸下あり。内務省よりは、國寶の出陳あり。開館より四十二年末に至る、觀覽人數四百餘萬人、外國人三萬三千二百餘人なり。毎年三四月の候は、一日五六千名、冬期も雖も二三百名を下らず。外客の觀光に來るもの、亦必ず入觀す。皇族の台覽あらせられしことも數回あり。殊に、東宮殿下には、前後二回の行啓あらせられて、親しく御巡覽あらせられしは、いさかしこき御事にて、本館の名譽といふべし。館制は、本年四月、勅令を以て發布せられ、寄託規則は、陸軍省令を以て、同じく發布せられ。爾來、館内大に整頓せり。大方の諸家にして、若し、参考となるべき武具、保存すべき兵器あらば、本館に寄託出陳する

が如きは、所有者の爲めにも、公共の爲めにも、有益なる事なるべし。斯く、武に於て遊就館の起りしが如く、文に於て起りしものは、圖書館なり。林・大隈・土方の三伯爵、蜂須賀侯爵・黒田子爵の諸氏、祭神の遺蹟の散逸せんことを恐れ、圖書館を建設して奉納せんことを出願し、建築に着手し、四十一年十二月、王政復古の記念日を以て、奉納申告祭を行ひたり。當時、皇室より、金參千圓を下賜せられき。建坪百四十坪なり。開館日尙淺きが故に、圖書の整理未だ完からざれども。續々として、寄贈、寄託あり。而して、受納する書類は、左の如し。

祭神の遺著・遺墨、(書簡の類を含む及肖像)

勤王家の遺墨・肖像

陸・海軍戦役に關する圖書

陸・海軍教育參考となるべき圖書

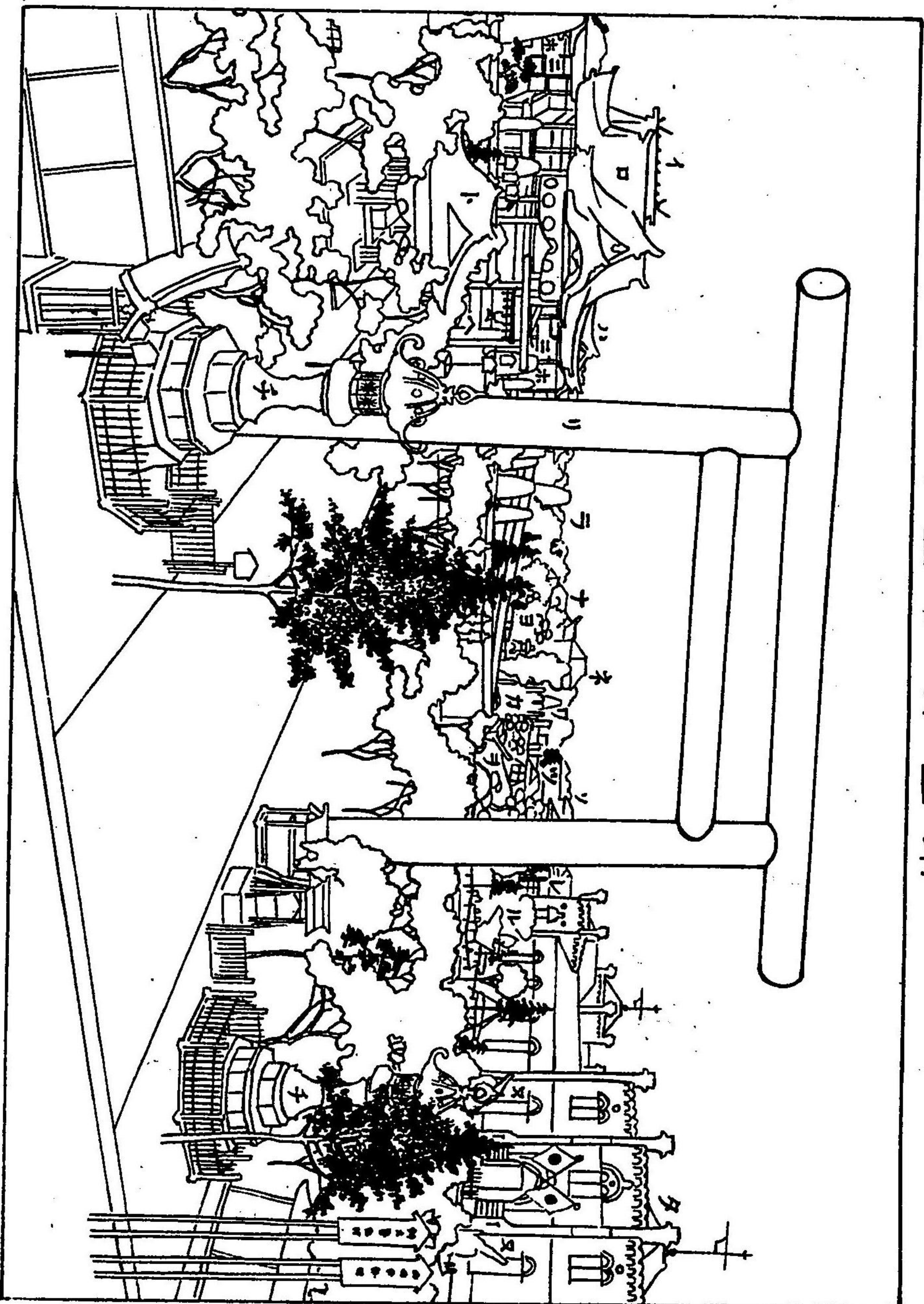
古今戦記・軍書、及、兵器に關する圖書

思ふに、我が國は、古來尙武を以て大精神とす。而して、亦、文を捨てず。されば、鏡を明德に比し、劍璽を文武に比せり。上にこの明德あるを以て、武を弄することなく、文に荒むことなし。若し、夫れ、武を弄すれば暴に涉り、文に荒めば弱に流る。明德を以てするに非ずんば、焉ぞ、文武を完うすることを得む。

靖國神社祭神は、我が國の大精神を發揮し給ひし、武徳の神に坐すこと勿論にして、而して、亦、文徳を備へまじふこと、この文武兩館を通觀して知るべし。文武の運用、其の道に適はむことは、明德あるものに非ずば能はざるなり。嗚呼この兩館に入りて、神徳の大なるに驚き、感奮興起せざるものは、わが國民にあらずこや云はむ。

明治四十三年八月十日書き畢んぬ

清國申神社圖解



本社口拜殿ハ神像所ニ埋座亦行幸門ハ中門ト手水舎ナ銅燈籠
 リ大鳥居又戦利十五璽米加農砲ニ戦利二十三璽米加農砲ヲ戦利七璽米手速射加農砲

口二十八璽米加農砲ニ戦利十五璽米加農砲ヲ遊就館ト貴賓門
 ノ社務所ト志士會出所ト米倉兼接待室ト能樂堂ヲ相撰場

明治四十四年二月二日印刷
同年同月六日發行



版權所有

編纂者 東京市麹町區富士見町三丁目一番地 賀茂百樹

發行者 東京市牛込區市ヶ谷田町三丁目二番地 伊藤實三郎

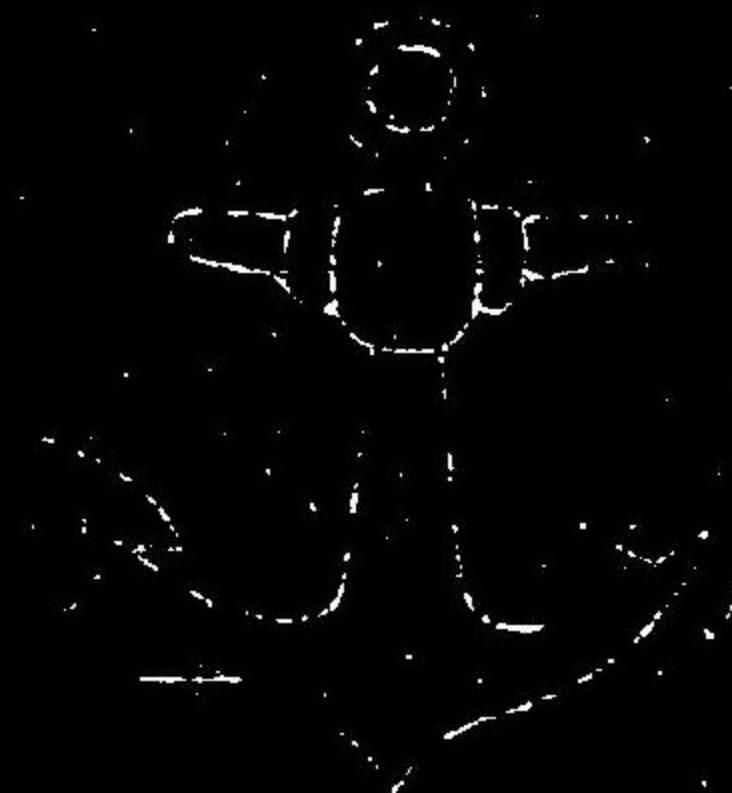
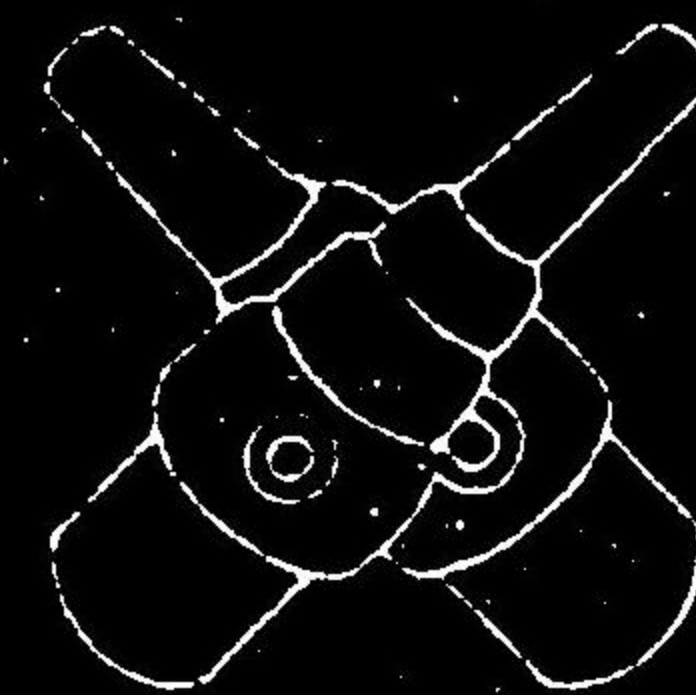


印刷人 東京市麹町區飯田町二丁目六十八番地 三村勘市

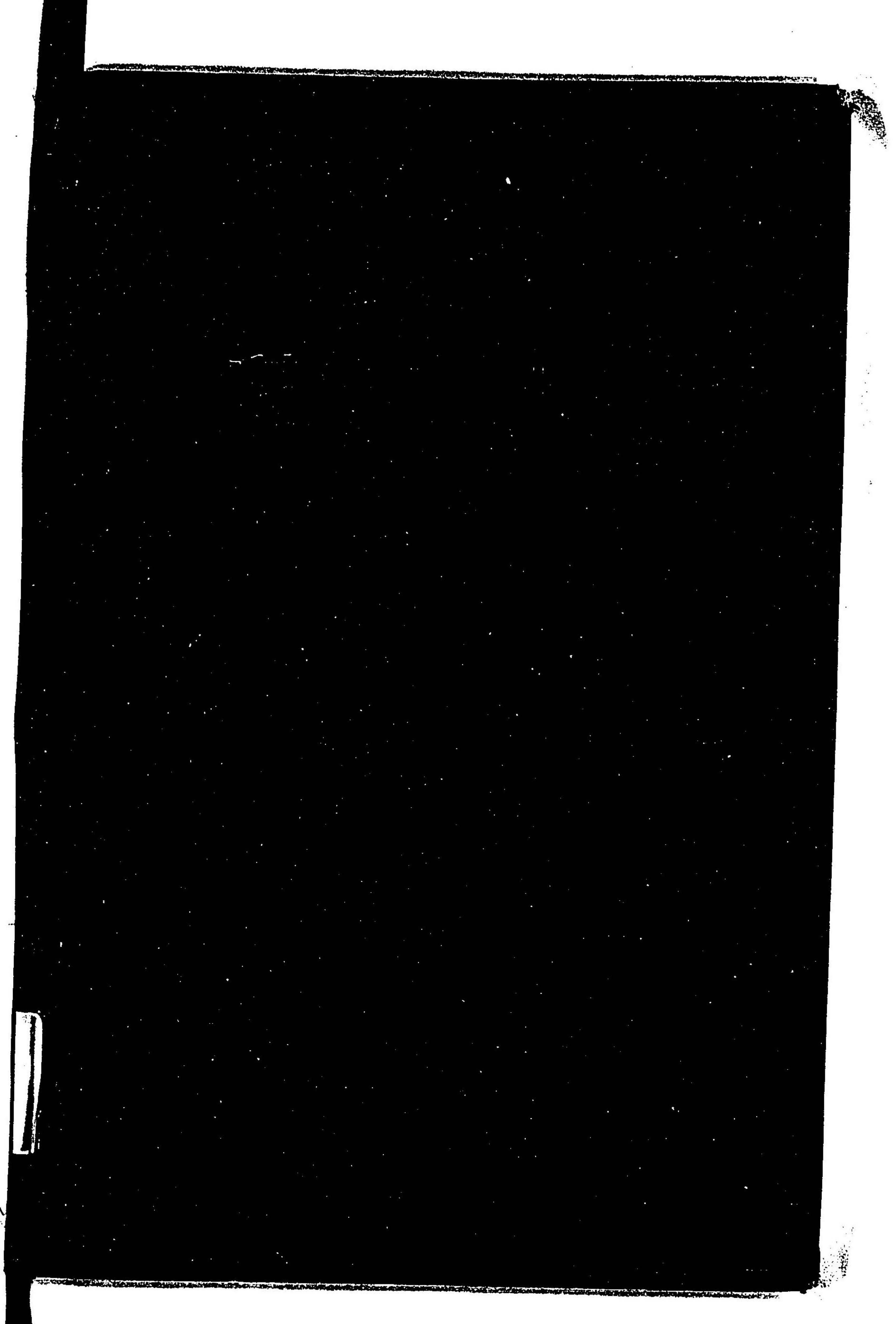
印刷所 東京市麹町區飯田町二丁目六十八番地 公木社

發行所 東京市牛込區市ヶ谷田町三丁目二番地 國晃館

327
416



827
416



327
416

014682-000-6

327-416

靖国神社事歴大要

賀茂 百樹/編

M44

ABB-1117



